



令和7年5月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
[REDACTED] 更正処分取消等請求事件（第1事件）  
[REDACTED] 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告  
知処分等取消請求事件（第2事件）

5 口頭弁論終結日 令和7年2月7日

判 決

原 告 [REDACTED]  
同代表者代表取締役 [REDACTED]  
10 同訴訟代理人弁護士 松 井 淑 子  
同 澤 由 美

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国 鈴 木 馨 祐  
同代表者法務大臣 南 稲 務 署 長 弘  
15 処 分 行 政 庁 土 田 真 訓 華  
同 指 定 代 理 人 針 谷 好 訓 華  
同 花 谷 真 次  
同 平 山 善 次  
20 同 福 田 ち ひ 大  
同 川 上 貴 大  
主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25 第1 請求

1 南税務署長が令和3年2月24日付けで原告に対してした次の各処分をいずれも取り消す（第1事件）。

平成27年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税額につき7057万6700円を超える部分及び納付すべき地方消費税額につき1904万7200円を超える部分並びにこれらに係る過少申告加算税の賦課決定処分

2 南税務署長が令和3年12月13日付けで原告に対してした次の各処分をいずれも取り消す（第2事件）。

平成28年12月から平成30年12月までの各月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納税告知処分並びにこれらに係る不納付加算税の各賦課決定処分

3 南税務署長が令和4年2月24日付けで原告に対してした次の各処分をいずれも取り消す（第3事件）。

(1) 平成28年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額8億1731万8215円、納付すべき税額1億7565万6600円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分

(2) 平成29年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額29億9334万4354円、納付すべき税額6億6652万3800円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分

(3) 平成28年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額1億9215万9000円、納付すべき税額845万4900円を超える部分

(4) 平成29年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分のうち、課税標準法人税額6億9682万7000円、納付すべき税額3066万0300円を超える部分

(5) 平成28年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地

方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額につき 7251万1200円を超える部分及び納付すべき地方消費税額につき 1958万5100円を超える部分並びにこれらに係る過少申告加算税の賦課決定処分

(6) 平成29年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額につき 9042万7900円を超える部分及び納付すべき地方消費税額につき 2879万5200円を超える部分並びにこれらに係る過少申告加算税の賦課決定処分

(7) 平成30年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、納付すべき消費税額につき 1億1513万5600円を超える部分及び納付すべき地方消費税額につき 3106万8300円を超える部分並びにこれらに係る過少申告加算税の賦課決定処分

## 第2 事案の概要等（なお、本判決に添付の別紙及び別表は、別紙1「別紙及び別表一覧」記載のとおりであり、別紙で用いた略語は本文中でも用いる。）

### 1 事案の概要

(1) 原告は、その取締役副社長が原告の費用負担において購入等した宝飾品や服飾品等の額につき、商品、交際接待費、消耗品費、雑費及び福利厚生費等として経理処理し、別紙2記載の各税の確定申告（以下「本件各確定申告」という。）において、上記の購入等をした額を課税仕入れに係る支払対価の額に含めて控除対象仕入税額を計算するなどしていたところ、処分行政庁は、原告に対し、副社長が原告の費用負担において購入等した宝飾品や服飾品等の額は、原告から副社長に対する所得税法28条1項所定の俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に該当し、課税仕入れに該当しないなどとして、別表1ないし14記載のとおり、次のアないしエの各処分（以下、これらの各処分を併せて「本件各処分」という。）をした。

#### ア 消費税等

①平成27年1月1日から同年12月31日まで（平成27年12月課税期間）、②平成28年1月1日から同年12月31日まで（平成28年12月課税期間）、③平成29年1月1日から同年12月31日まで（平成29年12月課税期間）及び④平成30年1月1日から同年12月31日まで（平成30年12月課税期間）の各課税期間（本件各課税期間）に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分（以下「本件消費税等各更正処分」という。）及びこれに係る過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、本件消費税等各更正処分と併せて「本件消費税等各更正処分等」という。）（別表13-1、13-2）

10

#### イ 法人税

15

①平成28年1月1日から同年12月31日まで（平成28年12月期）及び②平成29年1月1日から同年12月31日まで（平成29年12月期）の各事業年度（本件各事業年度）に係る法人税の各更正処分（以下「本件法人税各更正処分」という。）及びこれに係る過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、本件法人税各更正処分と併せて「本件法人税各更正処分等」という。）（別表11）

#### ウ 地方法人税

20

①平成28年1月1日から同年12月31日まで（平成28年12月課税事業年度）及び②平成29年1月1日から同年12月31日まで（平成29年12月課税事業年度）の各課税事業年度（本件各課税事業年度）に係る地方法人税（以下、法人税と併せて「法人税等」という。）の各更正処分（以下、本件法人税各更正処分と併せて「本件法人税等各更正処分」といい、本件法人税各更正処分に係る過少申告加算税の各賦課決定処分と併せて「本件法人税等各更正処分等」という。）（別表12）

25

#### エ 源泉所得税等

平成28年12月から平成30年12月までの各支払年月分の源泉徴収

に係る所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税等」という。）の各納税告知処分（以下「本件各納税告知処分」という。）及びこれに係る不納付加算税の各賦課決定処分（以下、本件各納税告知処分と併せて「本件各納税告知処分等」という。）（別表14）

5 (2) 本件は、原告が、①本件各処分の理由提示には違法がある、②本件各処分に係る税務調査は違法である、③副社長による原告の費用負担による宝飾品、服飾品等の購入等は、原告の商品の仕入れや業務上の関係者等への贈答品の購入等であり、副社長に対する給与等に該当せず、課税仕入れに該当するなどと主張して、以下のアないしウの各取消しを求める事案である。

10 ア 本件消費税等各更正処分のうち各確定申告額を超える部分及びこれに係る過少申告加算税の各賦課決定処分

イ 本件法人税等各更正処分のうち各確定申告額を超える部分及び本件法人税各更正処分に係る過少申告加算税の各賦課決定処分

ウ 本件各納税告知処分及びこれに係る不納付加算税の各賦課決定処分（本件各納税告知処分等）

15 2 関係法令の定め等

別紙3「関係法令の定め」記載のとおり

3 前提事実

当事者間に争いがないか、後掲の各証拠（枝番号のあるものは特記しない限り全ての枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実は、以下のとおりである。

20 (1) 当事者等

ア 原告

(ア) 原告は、[REDACTED]が[REDACTED]に創業した[REDACTED]を前身として、  
[REDACTED]に設立された、[REDACTED]に本店を置く、鋼材、  
古鉄、古非鉄金属及び機械物の売買等を目的とする株式会社である。（甲

1の1、1の3、乙2)

(イ) 原告の本件各課税期間における各課税期間の課税売上高は、約705億円から約1255億円で推移しており、いずれも5億円を超えていた。

(乙25、54)

5 イ 原告の役員等

(ア) 原告の代表取締役である [REDACTED] (以下「会長」という。) は、創業者である [REDACTED] の孫であり、[REDACTED] 付けて原告の代表取締役に就任し、その後、本件各課税期間を含め、継続して代表取締役の地位にある。(甲21、乙2、7の1)

10 (イ) 原告の取締役副社長である [REDACTED] (以下「副社長」という。) は、会長の妻であり、[REDACTED] 付けて原告の取締役に就任し、その後、本件各課税期間を含め、継続して取締役副社長の地位にある。(乙2、7の2)

15 (ウ) 原告の発行済株式総数は2万株であり、本件各課税期間において、[REDACTED] [REDACTED] が1万2460株(62.3%)、会長が2000株(10%)、副社長が110株(0.55%)、その他会長の親族3名が330株(1.65%)、その他の企業([REDACTED]、[REDACTED] [REDACTED]、[REDACTED])が5100株(25.5%)をそれぞれ保有していた。(甲3、13、乙1、2)

20 ウ [REDACTED]  
[REDACTED] は、副社長が代表取締役を務め、原告と本店所在地を同じくする法人である。[REDACTED] の発行済株式総数は200株であり、副社長が普通株式1株、会長及び副社長の長男([REDACTED])が株主総会において全ての事項につき議決権のないA種議決制限株式199株を、それぞれ保有している。(乙1、3)

25 (2) 副社長による本件各購入品等の購入等

ア 平成27年1月1日から同年12月31日まで（平成27年12月期）

(ア) 副社長は、平成27年1月5日から同年12月29日までの間に、別紙4のとおり、「計上日」欄記載の日に、「摘要」欄記載の宝飾品、服飾品等（以下「本件各購入品等①」という。）を、「支出金額」欄記載の金額で、原告の費用負担において購入した。本件各購入品等①の購入に係る支出の合計額は約2億5859万円である。

原告は、本件各購入品等①の購入に係る支出について、当初は「交際接待費」として計上していたが、その一部（甲5の別表1-2）につき、別紙5のとおり、棚卸資産（商品）として2億0098万7412円、仮払消費税等として1607万8992円、その合計額が2億1706万6404円であるとし、その残部を副社長に対する貸付金として決算修正した（以下、この決算修正を「本件振替経理処理」という。）。（甲5、乙13ないし17）

(イ) 副社長は、平成27年1月1日から同年12月31日までの間、別紙6のとおり、「購入店舗」欄記載の各店舗において、子供服、婦人服等の服飾品等（以下「本件各購入品等②」という。）を、原告の費用負担において購入した。（乙18、19の1、19の2、20の1、20の2、21）

原告は、本件各購入品等②の購入に係る支出につき、交際接待費として824万9482円、仮払消費税等として65万9959円を計上し、その合計額は890万9441円であった。（甲4・44頁、甲5の別表9）

(ウ) 副社長は、平成27年1月1日から同年12月31日までの間、別紙7のとおり、「店舗等」欄記載の各店舗から、「摘要」欄記載の物品等（以下「本件各購入品等③」という。）について購入し又は役務の提供を受け、原告の費用負担において、「支出金額」欄記載の各金額を支払

った。 (乙22、23の1ないし6)

原告は、平成27年12月期の決算において、本件各購入品等③に係る支出金額について、別紙7の「計上科目」欄記載の勘定科目（福利厚生費、交際接待費、雑費）で「計上金額」欄記載の各金額を計上するとともに、これらの購入に係る消費税等を仮払消費税として「消費税等」欄記載の各金額を計上し、その合計額は434万3430円であった。（甲4・44頁、甲5の別表2ないし8）

イ 平成28年1月1日から平成30年12月31日まで（平成28年12月期、平成29年12月期、平成30年12月期）

(ア) 副社長は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの間、別紙8のとおり、「店舗等」欄記載の各店舗等で、「購入品等」欄記載の宝飾品、服飾品等（以下「本件各購入品等④」という。）を、「計上金額」欄の金額で、原告の費用負担において購入した。

原告は、本件各購入品等④の購入に係る支出について、副社長に対する貸付金としたものを除き、別紙8の「計上科目」欄記載の各勘定科目（商品、交際接待費、消耗品費、雑費等）で「計上金額」欄記載の各金額を計上するとともに、これらの購入に係る消費税等を仮払消費税として「計上金額」欄記載の各金額を計上した。

本件各購入品等④の購入に係る支出の合計額は、平成28年12月期が約2億2284万円、平成29年12月期が約2億9515万円、平成30年12月期が約2億1555万円であった。（乙47ないし50）

(イ) 副社長は、平成28年1月1日から平成30年12月31日までの間、別紙9のとおり、「店舗等」欄記載の各店舗等から、「購入品等」欄記載の物品等（以下「本件各購入品等⑤」という。）について購入し又は役務の提供を受け、原告の費用負担において、「計上金額」欄記載の各金額を支払った。

原告は、平成28年12月期、平成29年12月期及び平成30年12月期の決算において、本件各購入品等⑤に係る支出金額について、別紙9の「計上科目」欄記載の各勘定科目（福利厚生費、雑費、交際接待費）で「計上金額」欄記載の各金額を計上するとともに、これらの購入に係る消費税等を仮払消費税として「計上金額」欄記載の各金額を計上した。

本件各購入品等⑤の購入等に係る支出の合計額は、平成28年12月期が約457万円、平成29年12月期が約358万円、平成30年12月期が約444万円であった。（乙60ないし70）

10 ウ 略称

以下、副社長が原告の費用負担において購入等した上記ア及びイの物品や役務等について、次のとおり分類して略称する。

(ア) 本件宝飾品等 以下のa及びb

- a 本件各購入品等①（別紙4記載）のうち、宝石、貴金属製品等の宝飾品等であって、本件振替経理処理により「商品」として経理処理されたもの
- b 本件各購入品等④（別紙8記載）のうち、時計、宝石、貴金属製品等の宝飾品等（「商品」として経理処理されたもの）

15 20 (イ) 本件服飾品等 以下のaないしc

- a 本件各購入品等①（別紙4記載）のうち、婦人服、呉服、婦人用の鞄、紳士用のネクタイ等の服飾品等であって、本件振替経理処理により「商品」として経理処理されたもの

- 25 b 本件各購入品等②（別紙6記載）の子供服、婦人服等の服飾品等（「交際接待費」として経理処理されたも

の)

c 本件各購入品等④(別紙8記載)のうち、婦人服、婦人靴、婦人用小物、紳士用衣類等の服飾品等(「交際接待費」、「消耗品費」、「雑費」として経理処理されたもの)

(ウ) 本件福利厚生費等 本件各購入品等③(別紙7記載)及び本件各購入品等⑤(別紙9記載)の健康食品等の物品や英会話レッスン等の役務等(「福利厚生費」、「雑費」、「交際接待費」として経理処理されたもの)

10 (エ) 本件各購入品等 本件各購入品等①ないし⑤(別紙4、6ないし9記載)の物品や役務等(本件宝飾品等、本件服飾品等及び本件福利厚生費等を含む。)

(3) 本件各確定申告

ア 平成27年12月課税期間の消費税等(乙25)

15 (ア) 原告は、平成28年2月29日、処分行政庁に対し、別表13-1「確定申告」欄に記載された内容の消費税等の確定申告書を提出した。

(イ) 上記確定申告書に記載された控除対象仕入税額(消費税法30条2項柱書に規定する「課税仕入れ等の税額」の合計額。以下同じ。)は、別表13-1のとおり、同条2項の規定に基づき個別対応方式で計算されたものである。同表の「確定申告」欄の「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)」の「6.3%」欄に記載の金額819億1900万2007円には、次のaからcまでの金額の合計額2億3031万9275円が含まれている。

20 a 本件宝飾品等の金額(平成27年12月課税期間分)

2億1706万6404円(別紙5)

b 本件服飾品等の金額(平成27年12月課税期間分)

890万9441円（別紙6）

　c 本件福利厚生費等の金額（平成27年12月課税期間分）

434万3430円（別紙7）

　イ 平成28年12月及び平成29年12月の各（課税）事業年度の法人税等（乙53）

原告は、処分行政庁に対し、法定申告期限までに、別表11及び12の各「確定申告」欄のとおり記載した法人税等の各確定申告書（以下「本件法人税等各確定申告書」という。）を提出した。

　ウ 平成28年12月、平成29年12月及び平成30年12月の各課税期間の消費税等（乙54）

（ア）原告は、処分行政庁に対し、法定申告期限までに、別表13-2の各「確定申告」欄のとおり記載した消費税等の各確定申告書を提出した。

（イ）なお、原告は、上記消費税等の各確定申告書に記載の控除対象仕入税額の算出に当たり、別表6のとおり、本件宝飾品等、本件服飾品等及び本件福利厚生費等の金額（ただし、記帳誤り等の理由により一部調整後の金額）を上記各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めていた。

#### （4）税務調査

原処分庁は、本件各確定申告に関し、法人税等及び消費税等については令和元年10月15日から、源泉所得税等については同月16日から、税務調査を行った（以下、この税務調査を「本件調査」という。）。（乙27の1、33、56、57）

#### （5）本件各処分

ア 本件消費税等各更正処分等

（ア）処分行政庁は、本件調査に基づき、令和3年2月24日付けで、原告に対し、別表13-1の「更正処分等」欄記載のとおり、消費税等の各

更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。（甲5）

(4) 処分行政庁は、本件調査に基づき、令和4年2月24日付けで、原告に対し、別表13-2の各「更正処分等」欄記載のとおり、消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を行った。（乙44）

5 イ 本件法人税等各更正処分等（乙43）

処分行政庁は、本件調査に基づき、令和4年2月24日付けで、原告に対し、別表11及び12の各「更正処分等」欄記載のとおり、法人税等の各更正処分（本件法人税等各更正処分）及び本件法人税各更正処分に係る過少申告加算税の各賦課決定処分（本件法人税等各更正処分等）を行った。

10 ウ 本件各納税告知処分等（乙42、55）

処分行政庁は、本件調査に基づき、原告に対し、令和3年12月13日付けで、別表14の「納税告知処分（源泉所得税等の額）」欄及び「賦課決定処分（不納付加算税の額）」欄記載のとおり、平成28年12月分から平成30年12月分までの各月分の源泉所得税等の各納税告知処分（本件各納税告知処分）及びこれに係る不納付加算税の各賦課決定処分（本件各納税告知処分等）を行った。

また、処分行政庁は、本件調査に基づき、原告に対し、令和3年12月13日付けで、平成27年2月10日から平成28年12月12日までに法定納期限が到来する源泉所得税等（平成27年1月分から平成28年1月分までの各月分）については、更正決定等をすべきと認められない旨を通知した。

20 (6) 審査請求

ア 平成27年12月課税期間の消費税等（甲4）

原告は、令和3年5月24日付けで、国税不服審判所長に対し、前記(5)ア(ア)を含む各処分を不服として、その取消しを求めて審査請求をした。

これに対し、国税不服審判所長は、令和4年5月19日付けで、原告の

審査請求を一部却下し、その余を棄却する旨の裁決をし、この裁決は、同月25日に原告に通知された。

イ 平成28年12月、平成29年12月及び平成30年12月の各課税期間（各事業年度）の消費税等、法人税等、源泉所得税等（甲20）

5 (7) 源泉所得税等

原告は、令和4年3月10日、国税不服審判所長に対し、前記(5)ウの各処分の一部を不服として、その一部の取消しを求める審査請求をした。

10 (1) 法人税等及び消費税等

原告は、令和4年5月23日、国税不服審判所長に対し、前記(5)ア(1)及びイの各処分の一部を不服として、その一部の取消しを求める審査請求をした。

15 (2) 裁決

国税不服審判所長は、上記(1)及び(2)の各審査請求について併合審理した上で、令和5年3月1日付で、上記各審査請求について、いずれも棄却する旨の裁決をした。

(7) 本件訴えの提起（顕著な事実）

ア 原告は、令和4年11月24日、本件訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る訴え（当庁 [REDACTED] 第1事件）を提起した。

イ 原告は、令和5年7月26日、本件訴えのうち、請求の趣旨第2項及び第3項に係る訴え（当庁 [REDACTED] 第2事件）を提起し、当裁判所は、第2事件の弁論を第1事件の弁論に併合した。

4 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

被告が主張する本件各処分に係る課税の根拠及び計算は、別紙10「本件各処分の根拠及び適法性」記載のとおりであるところ、原告は、後記5の争点に関する部分を除き、本件各処分の根拠及び適法性を争っていない。

25 5 争点

- (1) 本件各処分の理由提示に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か（争点1）
- (2) 本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か（争点2）
- (3) 副社長の本件各購入品等の各購入等の額が副社長に対する給与等に該当するか否か（争点3）
- (4) 本件各購入品等の各購入等が課税仕入れに該当するか否か（争点4）

## 6 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各処分の理由提示に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か）について

10 (原告の主張)

### ア 行政手続法14条1項において必要とされる理由提示の程度等

課税処分は、更正又は決定として、税務署長が、課税要件の充足について裁判官による審理を経ることなく行う行政処分であり（国税通則法24条、25条）、さらには、その効果は取り消されるまで有効なものとして、課税処分を受けた者の財産に対して、裁判官による司法審査を一切経ることなく徴収手続までを行うことを認められた、権利侵害として重大な効果を持つ処分であるにもかかわらず、刑事手続とは異なり、事後的な取消手続においてしか司法審査の及ばない、行政機関においても特殊な権力である。

15 このような権限に対しては、行政機関に対して、その判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制する必要があり、課税処分に対して法が求める理由提示の程度としては、最も堅固なものが求められるといえる。すなわち、給与等に該当するとの認定をするのであるならば、一つ一つの利得について、その認定の根拠となる事実が適示される必要がある。

### イ 本件各処分の通知書の理由提示について

20 本件において、本件各処分の通知書に記載された理由は、本件各購入品等について、副社長による経済的利益の收受を前提とするものであるが、

5 本件各購入品等のうち何一つ、副社長が現に使用、収益、処分権限を有する事実を記載するものではない。副社長の給与等と認定するためには、まずもって、副社長が、本件各購入品等を「個人的に使用又は所持」している事実を認める理由が記載されるべきである。そうでなければ、給与等に該当するとの認定につき、判断の合理性が担保されず、恣意が働くことを許容することとなるからである。

したがって、本件各処分の通知書記載の理由は、国税通則法 74条の14第1項、行政手続法 14条1項の「当該不利益処分の理由」を示したとはいえず、違法であるから、本件各処分は取り消されるべきである。

10 (被告の主張)

ア 行政手続法 14条1項において必要とされる理由提示の程度等

行政手続法 14条1項本文が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。

15

そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同規定の趣旨に照らし、当該処分の根拠となる法令の規定の内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁）。

20

イ 本件各処分の通知書の理由提示について

25

次のとおり、本件各処分における理由提示にはいずれも何ら違法はなく、本件各処分の理由提示に法が要求する理由の提示があったとはいえない旨の原告の主張には理由がない。

(ア) 本件消費税等更正処分等について

本件消費税等各更正処分等の各通知書（甲5、乙44）は、課税売上割合の異動につき、その理由として、原告が消費税等の各確定申告書において非課税売上額に含めた原告の副社長に対する貸付金に基づく受取利息の額は、当該貸付金の額が副社長に対する給与等の額に該当するため、当該貸付金の額に係る受取利息の額も生じていないと判断した上で、当該貸付金の額が給与等に該当する理由として、具体的な事実を掲げており、その判断過程を明らかにしているといえる。

また、本件消費税等各更正処分等の各通知書は、課税仕入れに係る支払対価の額の異動につき、その理由として、原告が課税仕入れに係る支払対価の額として申告したものうち、当該支払対価の額に該当しないとしたものについて、上記各通知書の別表によりその対象を特定し、それぞれ具体的な事実を列举し、それらは課税資産を譲り受けたものではなく、副社長に対する給与等の額に該当すると認め、その認定に至る判断過程を明らかにしている。

そして、以上を前提として、課税売上割合及び課税仕入れに係る支払対価の額の異動を明示した上で、再計算して算出した額を記載している。

そうすると、本件消費税等各更正処分等の各通知書は、処分行政庁が、原告が課税仕入れに係る支払対価の額として申告したものうち、当該支払対価の額に該当しないと認定した判断の過程が具体的に摘示されているということができる。

(イ) 本件法人税等各更正処分等について

本件法人税等各更正処分等の各通知書（乙43の1の1、43の1の2、43の2の1、43の2の2）は、本件法人税等各更正処分の対象となった本件各購入品等の金額等について、上記各通知書の別表によりその対象を特定し、①振替経理処理により、交際接待費又は仮払金から

「商品」に振り替えたもの、②交際接待費から振替経理処理を行わずに、  
交際接待費のままのもの、③振替経理処理により仮払金から交際接待費  
に振り替えたもの、④原告が福利厚生費及び雑費に計上したものに分け  
た上で、それぞれ具体的な事実を列挙し、①ないし③については、原告  
の事業に関連した物品を購入するために支出したものとは認められず、  
個人的な嗜好により購入するために支出したものであり、④の支出につ  
いても、副社長が個人的に費消したもの又は役務の提供を受けたもので  
あるから、副社長に対する給与の額として法人税法34条1項の規定に  
より損金の額に算入されないものとし、その認定に至る判断過程を明ら  
かにしている。

そして、以上を前提として、本件各購入品等の金額を給与として減算  
するなど、本件法人税等各確定申告書の所得金額に「加算」及び「減算」  
するものを明示した上で、差引加算金額を記載している。

そうすると、本件法人税等各更正処分等の各通知書は、原告が本件法  
人税等各確定申告書において、交際接待費又は仮払金として申告したも  
のについて、処分行政庁として給与と認定した判断の過程が具体的に摘  
示されているということができる。

#### (ウ) 本件各納税告知処分等について

本件各納税告知処分等の通知書（乙42）においては、本件各納税告  
知処分の対象となった本件各購入品等の金額について、①原告が交際接  
待費又は仮払金として計上し、振替経理処理により、商品等に振り替  
えたもの、②原告が交際接待費、福利厚生費及び雑費に計上したものに区  
分した上で、それぞれ処分の理由が説明されている。

そして、上記通知書において、上記①及び②に該当する購入等の事実  
については、「利用日」、「計上科目」、「振替科目」、「購入先」、「摘要」  
及び「税込金額」が具体的に明示されている（乙42の別表1-1

ないし9-2）。その上で、上記通知書においては、上記①及び②については、原告の事業に関連した物品を購入するために支出した費用とは認められず、副社長に対する経済的利益の供与があったと認定した事実が具体的に記載され、副社長が個人で負担すべき費用である旨が記載されている。

5

10

15

これらを踏まえ、上記①については、原告の事業に関連した物品を購入するために支出した金額と認められず、副社長が個人的な嗜好により購入するために支出した金額であると認められること、上記②については、個人的な購入等又は各計上先からの役務の提供と認められることから、「利用日」欄の各年月日において原告から副社長に対して「税込金額」欄の各金額の経済的利益の供与があったものと認められるため、当該各金額が所得税法28条1項に規定する給与等に該当し、同法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定に基づき所得税及び復興特別所得税を源泉徴収すべきものである旨記載されている（乙42〔8及び9枚目〕）。

そうすると、本件各納税告知処分等の通知書は、処分行政庁が、本件各購入品等の金額が副社長に対する給与等に該当すると認定し、源泉所得税等の納付が必要であるとした判断の過程が具体的に掲示されているということができる。

20

(2) 争点2（本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か）について

(原告の主張)

ア 国税通則法24条の「調査」の意義等

25

国税通則法は、平成23年改正によって、税務署長等による税務調査権限につき74条の2以下を新設した。当該調査権限は、「国税に関する法律の規定」に基づく課税標準、税額等を求めるからこそ認められる「調査」

(国税通則法24条)である。更正処分等は、「調査したところと異なるとき」にも認められるところ、この「調査」は、納税者への不利益処分となる課税処分等の許容性の根拠となるものであることから、「調査」は単なる形だけのもの、表面的な調査では許されず、税務調査手続の違法は課税処分の違法となると解される。平成23年改正による税務調査の手続の法整備は、憲法31条、84条の要請によるものであり、税務調査を受けることそのものが、納税者のプライバシー権、居住権の平穏、財産権、名誉権等を侵害するものであることに鑑み、公益目的の手段として許容される手続として国税通則法74条の2以下の規定が法定されたものである。そういうあるならば、同条以下の規定に反する違法な税務調査手続としての「調査」によってなされる課税処分もまた違法と解することが同条以下の趣旨に適うものである。

#### イ 本件調査及び本件各処分について

本件において、処分行政庁は、本件各購入品等について、副社長による購入品のリストアップまでは税務調査権限をもって調査しているといえるが、本件各購入品等のすべてについて、一つ一つの物品の所在や保管状況等については調査しておらず、副社長が経済的利益を得ている事実の直接的な証拠を何ら調査、収集していない。調査報告書における記載の供述者の供述内容とされるものは、全て当該供述者の署名押印のある「陳述書」(申9ないし11)によって、その内容や立証しようとする事実は否定されている。結局、本件調査は、副社長による本件各購入品等について、副社長の給与認定をするために必要な、副社長による利益の供与について全く調査したとはいえない。そして、直接的な証拠を収集すべき努力が尽くされず、副社長が個人的に使用、保管、あるいは個人的に贈答した事実について立証していないにもかかわらず、遠い間接事実と世間一般の常識とは乖離した「経験則」による、安易な事実認定によって、法適用がされ、本

件各処分がされているのである。

したがって、本件調査は、調査それ自体が注意義務違反、努力義務違反となり違法であるから、本件各処分も違法である。

(被告の主張)

ア 国税通則法24条及び27条の「調査」の意義

国税通則法24条は、税務署長は、その調査により、納税申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨規定しており、同法27条は、国税局の当該職員の調査があったときは、税務署長は、当該職員の調査したところに基づき、同法24条の規定による更正をすることができる旨を規定している。これらの規定にいう「調査」とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味するものと解せられ、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈を経て更正処分に至るまでの思考、判断を含む極めて包括的な概念であり、国税の調査の範囲、程度及び手段等その具体的な手続については、何ら規定されておらず、課税庁に広範な裁量権が認められていると解されている(広島地方裁判所平成4年10月29日判決[乙26]参照)。

また、「調査」には、実地の調査だけでなく、課税庁等の内部における調査も含まれると解される(乙6の2・23頁)。

イ 調査手続の瑕疵が直ちに処分の違法事由とはならないこと

上記アのとおり、国税の調査の範囲、程度及び手段等は課税庁の職員の決するところに委ねられており、調査には課税庁等の内部における調査も含まれる。調査により課税標準の存在が認められる限り課税庁としては更正決定等をしなければならないのであり、また、更正決定等の取消訴訟においては課税標準の有無が争われ、これについて完全な審査がされる。

したがって、調査手続の單なる瑕疵は更正決定等に影響を及ぼさないと

解すべきであり、その手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し、又は社会通念上相当の範囲を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帶び、何らの調査なしに更正決定等をしたに等しいとの評価を受ける場合に限り、その手続に基づく当該処分の取消事由があると解すべきである（東京高等裁判所平成3年6月6日判決・訟務月報38巻5号878頁）。

ウ 本件調査及び本件各処分について

本件調査は、大阪国税局調査第二部によって行われたものであり、令和元年10月15日に始まった。処分行政庁は、本件調査における大阪国税局の調査担当者（以下「本件調査担当職員」という。）によって行われた本件調査に関する資料等を検討した上で、本件各購入品等について、副社長はこれに相当する利益を原告から得ているものと認め、これが給与等に該当すると判断して本件各処分をしたものと認められる。「調査」には、実地の調査だけでなく、課税庁等の内部における調査も含まれると解すべきことをも併せ考えれば、上記検討の過程は、国税の「調査」に当たるから、処分行政庁が調査をしないで本件各処分をしたとは認められず、また、本件調査の手続において、前記イの「刑罰法規に触れ、公序良俗に反し、又は社会通念上相当の範囲を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帶び、何らの調査なしに更正決定等をしたに等しいとの評価を受ける場合」に当たることをうかがわせるような事情もない。

したがって、本件各処分は「調査」により行われたものであり、本件調査に本件各処分を取り消すべき違法はない。原告の主張は、調査手続の違法ではなく、本件各処分の内容の違法性ないし不当性をいうにすぎない。

(3) 争点3（副社長の本件各購入品等の各購入等の額が副社長に対する給与等に該当するか否か）について

（被告の主張）

ア 紙与等の意義及び範囲

(ア) 役員が個人として負担すべき費用を法人が負担することによって法人が役員に対して付与する経済的利益は、法人税法34条4項が定める「その他の経済的な利益」に該当するから、法人がその役員に対して支給する給与（同条1項ないし3項に規定する「給与」）に該当するものと解される。

5

(イ) 所得税法28条1項は、給与所得について、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（給与等）に係る所得」をいうと定める。ここでいう「賞与並びにこれらの性質を有する給与」とは、使用者が役員や従業員に与える給付のうち、功労への報償等の観点をも考慮して臨時に付与される給付であって、その給付には金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解される（最高裁判所平成27年10月8日第一小法廷判決・集民251号1頁参照）。

10

そして、上記(ア)の内容は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当しないとする理由はないことから、法人の役員が個人として負担すべき費用を法人が負担することによって役員が法人から得た経済的利益は、所得税法上の給与所得に該当すると解するのが相当である。

15

イ 本件各購入品等に係る支出が副社長に対する給与等に該当すること

(ア) 副社長は、原告の経費を自由に使用できる立場にあったこと

20

本件各購入品等の購入等は副社長によるものであるところ、副社長が経費を支出する場合には、通常必要とされる経費稟議書の作成や会長の事前の許可、当該経費に係る請求書等に対する会長の検印や会長及び原告の経理担当者の現物確認といった事後の確認の手続は必要とされず、支出の上限金額も定められておらず、副社長が検印したものは全て経費として認められていた。本件各購入品等についても同様である。

25

これは、副社長が会長の妻であり、かつ、原告の取締役であったこと、

██████████を通じて原告の支配的株主であったことから、原告

の代表者である会長は副社長が本件各購入品等のために原告の経費を自由に使用することを容認していたからであると考えられる。

これに関し、会長は、[REDACTED]の外商担当者に対し、副社長に商品を販売しないよう要請したことがあったところ、会長は、原告が平成30年5月23日付けで提起した、本件と争点が同様の訴訟（[REDACTED]地方裁判所[REDACTED]。以下「前訴」という。）の本人尋問においてその理由について問われると、交際費が多いと考えたからである旨を供述するほか、副社長にも（商品を購入しないよう）言っているが、感覚の違いで理解されない旨を供述していることからすると（乙12・25頁）、会長は、副社長に対し、原告の経費の使用を制限することができなかつたことがうかがわれるのであって、副社長が上記のように原告の経費を自由に使用することができる立場にあったことを裏付けるものといえる。

以上のとおり、副社長は、原告の経費を自由に使用できる立場にあつたと認められる。

(イ) 副社長は本件各購入品等の購入等により原告から利益を得ていたと認められること

a 本件宝飾品等

前記(ア)のとおり、副社長は、原告の経費を自由に使用することができる立場にあったこと、本件宝飾品等は、いずれも副社長が会長と2人で居住する自宅兼社宅（以下「本件自宅」という。）に保管されており、その一部は購入時のケースから取り出して専用の引き出し内に一覧できる形で保管されていたことからすれば、本件宝飾品等の購入は、副社長の私的利用のための個人的な購入であったと推認できる。

これに対し、原告は、非常用資産として仕入れた商品を原告の資産（商品）として計上していた旨主張する。しかし、原告は、当初、本件

宝飾品等の額を交際接待費に計上していた上、本件宝飾品等について、棚卸等の実施や在庫表、資産管理台帳、販売に係る事業計画等の作成をしていなかったのであり、本件宝飾品等を原告の資産又は商品として取り扱っていた形跡は全くうかがえない。そして、原告は、会社の目的としては宝石、貴金属の販売をも掲げていたが、本件各課税期間において、宝石等の販売実績は1回もなく、原告のホームページにおいても、宝石等の販売については、原告の事業内容としても公表されていなかったのであり、原告が事業として宝飾品を取り扱っていたことは全くうかがえない。

10 そして、本件宝飾品等の購入先の従業員は、本件調査担当職員等に対し、一般的に、本件宝飾品等を販売目的で購入しても大きな利益は見込めないこと、購入した物品を使用すれば、その価値は更に下がることなどを供述していることからすると、原告が本件宝飾品等を一般的な販売用商品の仕入れとして購入したものでないと認められる。

15 したがって、本件宝飾品等の購入は、いずれも副社長の個人的な利益を得るために行われたものと認められるから、副社長は、それらの購入により、原告からその分の利益を得たものと認められる。

b 本件振替経理処理について

20 本件購入品等①の金額は、本件振替経理処理において、当初は交際接待費として計上されていた本件購入品等①の購入等に係る支出額の一部を棚卸資産（商品）及び仮払消費税等として振り替えた金額であり、棚卸資産（商品）及び仮払消費税等に振り替えられなかった金額は、副社長に対する貸付金に振り替えられている。このような副社長に対する貸付金への振替は、副社長が本件各課税期間において購入した本件各購入品等に係る支出額の一部が副社長において個人的に負担すべき支出又は費用であることを前提とする会計処理といえる。

また、本件振替経理処理は、本件各購入品等の商品ごとに行われたものではなく、各百貨店での購入金額の一定割合を、「交際接待費」から棚卸資産（商品）及び仮払消費税等に、残りを副社長に対する貸付金に振り替える方法（[REDACTED]での購入金額については、88.49%を棚卸資産（商品）及び仮払消費税等に、11.51%を副社長に対する貸付金に振り替え、[REDACTED]での購入金額については、47.59%を棚卸資産（商品）及び仮払消費税等に、52.41%を副社長に対する貸付金に振り替える方法。以下、これらの割合を「本件振替割合」という。）により行われたものである。そして、本件振替割合は、平成26年12月期の法人税等の修正申告において、副社長が各百貨店で購入した服飾品等及び宝飾品等の消費税等込み代金の金額について、原告が、交際接待費等から棚卸資産（商品）及び仮払消費税等又は本件副社長に対する貸付金に振り替えた金額と同様の割合であるが、本件各課税期間において購入した本件各購入品等と平成26年12月期に購入した服飾品等及び宝飾品等とは商品が異なる以上、各課税期間の振替割合が一致するはずがないから、本件振替割合は合理的根拠に基づくものではない。

また、本件各購入品等の代金等の金額の当初の勘定科目である交際接待費は、棚卸資産（商品）と性格を著しく異にすることも併せて勘案すれば、このように性格の著しく異なる勘定科目への振替に合理的根拠は認められず、本件振替経理処理後の勘定科目である棚卸資産（商品）は、平成26年12月期の法人税等修正申告に倣った便宜的なものであったと解される。さらに、同修正申告において原告が棚卸資産（商品）及び仮払消費税等の金額に振り替えた金額については、前訴の判決において、原告の副社長に対する給与であり、課税仕入れに係る支払対価に当たらない旨の判断がされ、当該判決は確定している。



したがって、原告が本件振替割合に基づき棚卸資産（商品）及び仮払消費税等として計上した本件各購入品等の金額についても、副社長において負担すべき支出又は費用である。

c 本件服飾品等

前記(ア)のとおり、副社長は、原告の経費を自由に使用することができる立場にあったこと、本件服飾品等の内容をみると、高級ブランドの婦人服、呉服、婦人靴、婦人用の服飾雑貨等、女性用のものがほとんどであること、本件服飾品等の中には、副社長のサイズに合わせて買い付けられた婦人服が含まれていること（乙39）などからすると、少なくとも本件服飾品等の多くは、副社長が自ら使用又は所有するために購入したものであることが推認できるというべきである。

また、副社長は、前訴の税務調査において、税務調査の担当職員等に対し、本件服飾品等のうち、呉服については自分のために購入したとの供述をしているほか、購入した服やバッグを本件自宅に置いていることを認めていたことなどから、これらの購入は、副社長が自ら使用、所有、贈答等をするための購入であったことが明らかである。

なお、本件服飾品等の中には、紳士用の服飾品等が含まれているが、紳士用の服飾品等の贈答先が取引先等、原告の業務に直接関係する者であったことを認めるに足りる証拠もない（前記第4の2(2)オ）から、それらは、副社長の意向に基づき個人的な贈答のために購入されたものであり、自ら使用又は所有するための購入と同様、個人的な購入の範疇に含まれるものであったと評価されるべきである。

以上より、本件服飾品等の購入等について、いずれも副社長の個人的な購入のためにされたものと認められるから、副社長は、本件服飾品等の購入等により、その分の利益を原告から得たものと認められる。

d 本件福利厚生費等

本件福利厚生費等の金額の支払に係る請求書等や領収証等の名宛人は、一部において原告等を名宛人とするものの、本件調査担当職員等が別紙9の「店舗等」欄記載の各店舗に対して実施した反面調査に係る質問応答記録書並びに請求書等及び領収証等の内容によれば（乙31、乙61ないし乙69の2）、本件福利厚生費等の金額の支払は、その使途が、副社長の個人的な自己啓発や健康維持、副社長又はその家族の生活に関連するものであって、いずれも副社長及びその家族の個人的な消費活動というべきものである。

また、一般に、福利厚生費というためには、特定の者のみではなく、役員又は従業員に対して等しくその便益が提供されるものであると解されるが、本件においては、原告による当該費用の負担が、一定の条件の下、原告の全ての役員その他の従業員を対象としていたことがうかがわれる事情もない。

以上により、本件福利厚生費等の金額は、いずれも副社長の個人的な購入等のためにされたものであり、副社長が個人的に負担すべき支出又は費用であると認められるから、副社長は、本件各物品の購入及び本件各役務提供を受けたことにより、その分の利益を原告から得たものと認められる。

(ウ) 副社長が本件各購入品等により利益を得たことをもって給与等に該当するといえること

前記アのとおり、給与等は、金銭の形を取る必要はなく、金銭以外の資産又は経済的利益の供与をも含む概念であるところ、副社長は、本件各購入品等の購入等により、金銭以外の資産又は経済的利益の供与を享受したのであるから、原告からの給与等に該当するというべきである。

#### 25 (原告の主張)

##### ア 給与等の意義及び範囲

法人から役員に「給与」が支払われたと評価し得るためには、法人から当該役員に対し、経済的利益を供与したという積極的事実が認められなければならない（所得税法28条1項）。法人から役員に給与が支払われたと評価し得るためには、法人の側からみれば、法人が法人の意思で別人格である役員に対し、経済的利益を供与したと評価できることが必要であるし、役員側からみれば、法人とは別人格である自己に法人から利益を供与された、すなわち利得を得た、経済的価値が法人から自己に移転されたという事実が認められる必要がある。

イ 本件各購入品等に係る支出が副社長に対する給与等に該当しないこと

10 処分行政庁が、副社長が個人的に負担すべき費用であるとして給与認定した額は、いずれも副社長が経済的利益を受けておらず、経済的価値が法人から移転した事実が認められないから、副社長に対する「給与等」には該当しない。

(ア) 副社長の担当業務等

15 原告の経営について意思決定しているのは会長であり、副会長は経営判断には関与していなかった。

原告における副社長の職責・役割は、販路開拓及び商機獲得のための異業種の経営者等との交流及び交際である。原告は、副社長に対し、経済的に大幅な裁量を認めつつ、あくまで交際費、贈答費用として経費を使用する権限と、会社保有資産としての宝飾品等の仕入れの権限を認めていたが、個人利用目的での服飾品や宝飾品の購入の権限を与えていたのではない。

(イ) 本件宝飾品等について

a 本件宝飾品等は、副社長が原告の業務と無関係に個人的に利用したものではなく、原告のために、非常時に売却をも予定する資産性の高い棚卸資産又は商品として購入したものである。本件宝飾品等は、副

社長が一人で使用できる量ではなく、個人のものとして購入したとすれば量が多くすぎ、経験則に反する。

b 会長及び副社長が居住する建物（本件自宅）は、社宅としての機能も兼ねており、原告は、本件自宅を「■」兼「■」として利用していた。本件自宅内には約1000万円の洋画や骨董品が多数保管されており、本件宝飾品等は、このような高額貴重品が厳重に保管管理されている本件自宅の一室において保管管理されていたものである。本件自宅は、原告が資産として購入した宝飾品等の保管庫を設置しているだけでなく、原告の取引先、関連先の役員等を招いて食事会等も行っており、原告の交際接待の場所でもある。

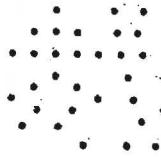
原告は、本件宝飾品等につき、会長と副社長以外の第三者の出し入れを排する形で厳格に保管していた。本件宝飾品等の保管、利用状況に関わらず、副社長には本件宝飾品等を自由に売却処分する権限は認められておらず、その処分の事実もない。あくまで原告が本件宝飾品等を資産として処分する権限を有するものである。

c したがって、本件宝飾品等は、原告の資産として、「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け」（消費税法2条1項12号）たるものであり、副社長に対する「給与等」には該当しない。

#### (ウ) 本件服飾品等について

a 副社長は、上記(ア)の担当業務として、本件服飾品等の選定及び購入手続を行った。すなわち、副社長は、自らの業務として、原告の機関として、子供服など、副社長が原告の取引先の役員らの家族への贈答品を購入したものであって、原告の交際接待費に該当するものである。

これらは、あくまでも原告の得意先との交流を円滑にするための贈答用品の購入に要した費用であり、副社長が個人として経済的利益を得ているものはない。



b 本件服飾品等の額が副社長の給与に該当するというのであれば、その立証がされなければならず、その一つ一つについて、副社長が本件服飾品等を「個人的に購入した」ことを認定するに足りる事実が認定される必要がある。

5 しかし、処分行政庁は、税務調査において、本件服飾品等の保管状況を確認する機会があったにもかかわらず、これらの所在の有無を一切確認しようとせず、副社長が本件服飾品等を保有、利用等し、自己の占有下において自由に使用収益処分して利益を得た事実は確認されていない。

10 c 会長及び副社長は、本件調査において、本件服飾品等の贈答先を明らかにできない旨回答したが、それを明らかにすると贈答先に多大な迷惑が生じ得ると考えたからにすぎず、副社長が利益を得ていたからではない。

15 d 本件服飾品等の中には、紳士腕時計、紳士服、馬具、子供服等、明らかに副社長が個人的に使用するために購入したものではないものが含まれているが、副社長がこれらの購入により利益を得たことについての具体的な立証はされていない。

(イ) 本件福利厚生費等について

20 a 英会話レッスンやボイストレーニングの費用は、「トップは最高の広報マンである。」との会長の経営方針の下、副社長が取引先の役員等とのトップレベルでの交際や接待の際に必要とされるスキルを習得するための費用として、事業に関する取引として福利厚生費に計上されていたものである。

25 b 会長及び副社長が居住する建物（本件自宅）は、社宅兼迎賓館的役割を持つ場所として、取引先の役員等を招いて飲食を伴う接待を行うためにも利用しているものである。迎賓館における美術品等と同様に、

同所で飼育されている犬の診療費について、事業に関する取引として  
福利厚生費に計上されていた。

c 本件福利厚生費等は、一見、原告の事業関連業務とは推測し難い取  
引が混在している。しかし、事業関連性を有するか否かの判断につい  
て一部につき誤ったに過ぎない。一部の誤った計上をもって、全てに  
ついて副社長の個人的な購入のために支出されたものであると評価す  
ることはできない。

ウ 原告に源泉徴収義務を課することは、所得税法183条1項の適用解釈を  
逸脱し、憲法29条に違反すること

(ア) 源泉徴収制度の法的安定性や実効性を確保する目的からは、徴収可能  
性や認識可能性のいずれかが欠ける場合であっても、源泉徴収義務が課  
されることを否定することはできないが、この両者が欠ける場合は、支  
払者に過失がないにも関わらず、受給者の負うべき租税を実質的に負担  
しなければならないため、支払者に源泉徴収義務（所得税法183条1  
項）を課することは、財産権の内在的制約の範囲を逸脱し、憲法29条に  
違反する。

(イ) 本件各処分においては、本件各購入品等の副社長による購入が、副社  
長個人の「給与」所得（所得税法28条1項）として認定されている事  
実、副社長が本件各購入品等の使用、収益、処分の権限を有し、利益供  
与を受けているという事実認定を前提に、原告の源泉徴収義務が発生し  
たとされている。

しかし、本件において、原告は副社長に個人的な利得についての権限  
を与えておらず、仮に副社長が経済的な利得を得た事実があったとしても、  
原告には、副社長が得たとされる利得について、徴収可能性も認識  
可能性も認められないことから、原告は所得税法183条1項の「支払  
いをする者」には該当せず、原告に源泉徴収義務を課することは、同条の

適用解釈を逸脱し、憲法29条に違反する。

(4) 争点4（本件各購入品等の各購入等が課税仕入れに該当するか否か）について

（被告の主張）

ア 「課税仕入れ」の意義

「課税仕入れ」とは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法28条1項に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けることをいう（消費税法2条1項12号）。

本件宝飾品等が課税仕入れに該当するためには、原告が、事業として他の者から本件宝飾品等を譲り受けたもの等であると認められる必要がある。

イ 前記(3)（被告の主張）で述べたとおり、本件宝飾品等に係る資産は、副社長が個人的に行い、その分の利益を得たものであり、給与等と認められるものであるから、それをもって、原告が事業として他の者から資産を譲り受けるなどしたということはできない。

したがって、本件宝飾品等の購入代金の金額は課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない。

ウ 副社長が本件各購入品等により利益を得たことをもって、給与等に該当するといえること

(ア) 上記(3)（被告の主張）イ(ア)で述べたとおり、副社長は、原告において、個人的な利用も含め、経費を自由に使用することができる立場にあったのであり、その立場に基づいて、本件各購入品等の購入等をしたものである。

(イ) そして、原告は、本件調査の前にも、税務調査において、副社長が交際費等として購入等をした支出について、副社長に対する給与に該当す

る旨の指摘を受けたことがあり、その際、かかる支出について副社長に対する給与に該当するとして法人税及び消費税に係る修正申告をするなどしていたが、その後においても、副社長が経費を支出する手続としては、事前の許可や事後の確認等を求めることもなく、会長においても、経費の取扱いについては副社長に任せていた（会長は、前訴の原告本人尋問において「クレジットカードの使用明細や請求書の品目の確認まですることなく、おおよその金額を確認するというものだった」と述べている。）。そして、そのような状況のもとで、副社長による本件各購入品等がされていたのである。

10 (ウ) そうすると、副社長が個人的な利用も含め、経費を自由に使用することができる立場にあり、その立場に基づいて本件各購入品等の購入等をしたことは、原告の代表取締役である会長によって承認されていたといえるから、原告の意思に基づくものであったというべきである。

15 そして、副社長が上記のとおり経費を使用して本件各購入品等の購入等をすることができたのは、原告において取締役副社長という地位及び権限を有していたからにはかならない。また、給与所得は、金銭の形を取る必要はなく、金銭以外の資産又は経済的利益の供与をも含む概念であるというべきであるから（最高裁判所平成27年10月8日第一小法廷判決・集民251号1頁）、副社長が本件各購入品等によりその分の利益を得たことは、原告からの給与等に該当するというべきである。

20 (原告の主張)

本件各処分は、副社長による本件各購入品等の購入等がいずれも副社長の個人的な利得であり、副社長に対する「給与等」と認められることから、課税仕入れではないとしてされたものである。

25 しかし、前記(3)（原告の主張）のとおり、副社長による本件各購入品等には、原告の業務との関連性を有する取引も存在し、副社長に対する「給与等」

とは認められない。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各処分の理由提示に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か）について

5 (1) 行政手続法14条1項本文が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならぬとしているのは、名宛人に直接に義務を課し、又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、  
10 同項本文の規定に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同規定の趣旨に照らし、当該処分の根拠となる法令の規定の内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号20  
15 81頁）。

(2) 本件消費税等各更正処分等の各通知書について

ア 本件消費税等各更正処分等の各通知書（甲5、乙44）は、いずれも、課税売上割合の異動につき、その理由として、原告が本件各課税期間の消費税等の各確定申告書において、非課税売上額に含めた受取利息の額について、原告が副社長に対する貸付金としていた額は、副社長に対する給与等の額に該当し、当該貸付金は存在しないため、受取利息が過大に計上されており、当該受取利息の合計額は非課税売上額に該当しないと判断した旨、具体的な事実を掲げて判断過程を明らかにしているといえる。

イ また、上記各通知書は、いずれも、課税仕入れに係る支払対価の額の異動につき、その理由として、原告が課税仕入れに係る支払対価の額として申告したものうち、当該支払対価の額に該当しないとしたものについて、

上記各通知書の別表によりその対象を特定し、振替処理の有無や計上科目により分けた上で、それらが原告が事業として他の者から資産を譲り受けたもの等には該当せず、副社長に対する給与等の額に該当することなど、それぞれ具体的な事実を掲げて判断過程を明らかにしているといえる。

5 そして、上記各通知書は、以上を前提として、課税売上割合及び課税仕入れに係る支払対価の額の異動を明示した上で、再計算して算出した額を記載している。

ウ そうすると、本件消費税等各更正処分等の各通知書は、処分行政庁が、原告が課税仕入れに係る支払対価の額として申告したものとのうち、当該支払対価の額に該当しないと認定した判断の過程が具体的に摘示されているということができ、名宛人において、その判断過程を理解することができるものであるから、その理由の提示につき、処分行政庁の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制し、処分の名宛人の不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らし、違法はないというべきである。

### 15 (3) 本件納税告知書について

ア 本件各納税告知処分等の通知書及び納税告知書（以下「本件納税告知書」という。）（乙42）は、本件各納税告知処分の対象となった本件各購入品等の額について、それぞれ本件納税告知書の別表にまとめてその対象を特定した上で（乙42の別表1ないし8）、副社長に対する経済的利益の供与があったと認められる理由について、副社長が本件各購入品等の購入等について事前に決裁を受けておらず、原告が本件宝飾品等を法人の資産として管理していないことや、本件服飾品等につき、得意先に対する接待・供應等の事実が確認できなかったため事業に関連した支出とは認められないこと、本件福利厚生費等につき、役務の内容等からすると副社長が個人で負担すべき費用であると認められることなど、具体的な事実を掲げて判断過程を明らかにしているといえる。

イ また、本件納税告知書は、本件各購入品等に係る経済的利益の供与が所得税法28条1項に規定する給与等に該当するとし、同法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定に基づき所得税及び復興特別所得税を源泉徴収すべきであることを記載している。

ウ 以上によれば、本件納税告知書は、原告から副社長に対する経済的利益の供与があったことをもって給与等に該当するとし、給与等と認定した対象を特定した上で、類型ごとに、経済的利益の供与があったとする認定に至った理由を記載し、そのような認定の根拠となる事実についても具体的に掲げているといえる。

10 そうすると、本件納税告知書は、適用法令を摘示し、処分行政庁が処分をするに至った判断の過程が具体的に摘示されており、名宛人においてその判断過程を理解することができるものであるから、その理由の提示につき、処分行政庁の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制し、処分の名宛人の不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らし、違法はないというべきである。

#### (4) 本件法人税各更正処分等の各通知書について

ア 本件法人税各更正処分等の各通知書（乙43の1の1、43の1の2）は、副社長に対する給与に該当すると認められる額について、上記各通知書の別表によりその対象を特定した上で、認定事実を総合的に勘案すると、本件宝飾品等及び本件服飾品等につき、原告の事業に関連した物品を購入するために支出したものとは認められず、副社長が個人的な嗜好により購入するために支出したものであると認められること、本件福利厚生費等につき、副社長が個人的に費消したもの又は役務の提供を受けたもので、個人で負担すべき費用であると認められることなど、具体的な事実を掲げてその理由を説明し、これらが給与に該当し、法人税法34条1項各号のいずれにも該当せず、同項の規定により損金の額に算入されないため、当該

事業年度の所得金額に加算されることなど、その判断過程を明らかにしているといえる。

イ そして、本件法人税各更正処分等の通知書は、以上を前提として、原告の所得金額に加算した金額及び所得金額から減算した金額を記載している。

5

ウ そうすると、本件法人税各更正処分等の各通知書は、処分行政庁が、原告が交際接待費、福利厚生費等として申告したもののうち、これに該当しないと認定した金額につき、判断の過程が具体的に掲示されているということができ、名宛人において、その判断過程を理解することができるものであるから、その理由の提示につき、処分行政庁の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制し、処分の名宛人の不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らし、違法はないというべきである。

10

#### (5) 本件地方法人税各更正処分について

15

ア 本件地方法人税各更正処分の各通知書(乙4-3の2の1、4-3の2の2)は、基準法人税額の異動金額につき、当該事業年度の法人税の更正に伴い増加した基準法人税額を明示した上で、当該課税事業年度の基準法人税額に加算した旨記載しており、その判断過程を明らかにしているといえる。

20

イ そうすると、本件地方法人税各更正処分の各通知書は、処分行政庁が、基準法人税額と認定した金額につき、判断の過程が具体的に掲示されているということができ、名宛人において、その判断過程を理解することができるものであるから、その理由の提示につき、処分行政庁の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制し、処分の名宛人の不服申立ての便宜を図るという趣旨に照らし、違法はないというべきである。

#### (6) 原告の主張について

25

原告は、本件各処分の各通知書に係る理由として記載されている事実について、その認定の根拠となる事実が記載されておらず、国税通則法74条の

14第1項、行政手続法14条1項の「当該不利益処分の理由」を示したとはいえない旨主張する。

しかし、行政手続法14条1項の趣旨が、処分行政庁の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制し、処分の名宛人の不服申立ての便宜を図る点にあることからすれば、処分の理由として掲示された事実につき、その認定の根拠となる、いわゆる間接事実や補助事実について、それを裏付ける証拠関係を具体的に記載することが常に求められているとは解されず、上記(2)ないし(5)で述べたとおり、本件各処分に係る各通知書は、いずれも、処分行政庁が処分をするに至った判断の過程が具体的に掲示されており、違法はないといふべきである。

原告の上記主張は、結局のところ、処分行政庁が本件各処分の理由として適示した事実の立証が不十分であるという、本件各処分の内容の違法を主張するにとどまるから、採用することができない。

## 2 争点2（本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か）について

### 15 (1) 認定事実

掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件調査の経過につき、次の各事実が認められる。

#### ア 本件調査の開始（乙27の1〔1枚目〕、33、56、57）

大阪国税局調査第二部及び南税務署の調査担当職員（本件調査担当職員）は、令和元年10月15日（源泉所得税に係るものは同月16日）、本件調査に着手し、同月15日、原告の本社に臨場し、原告の税務代理人である [ ] 税理士（以下「[ ] 税理士」という。）に対し、本件法人税等各確定申告書に添付された勘定科目内訳書のうち棚卸資産の内訳書の「科目」及び「品目」を宝飾品とする記載に係る棚卸明細表の提示を求めた。

#### イ 会長に対する質問調査（乙5、9、28）

本件調査担当職員は、令和2年10月30日、同年11月11日及び同

月30日の3回にわたり、会長に対し質問調査を行い、副社長による本件各購入品等の購入等について確認した。

ウ ■ 税理士に対する質問調査（乙27、30）

本件調査担当職員は、令和元年11月5日、令和2年2月3日、■税理士に対する質問調査を行い、本件宝飾品等の具体的な内容を明らかにする証ひょう類及び棚卸明細表の提示を求めるなどした。

エ 本件宝飾品等の保管状況の確認等（乙29、30、原告代表者11ないし13頁）

本件調査担当職員は、令和2年2月3日、原告から、本件宝飾品等に係る棚卸表（以下「本件棚卸表」という。）の提示を受け、本件自宅に臨場し、会長、■税理士及び■の元社員2名の立会いの下、本件棚卸表と照合しながら、本件宝飾品等の保管状況等を確認した。その結果、本件棚卸表に記載されている本件宝飾品等のうち、一部については所在不明であることが確認された。

オ 副社長に対する質問調査の依頼等（乙9〔8頁〕）

本件調査担当職員は、令和2年11月30日、会長に対する質問調査の際に、会長に対し、副社長に対する質問調査の実施を依頼したが、会長はこの依頼に対応せず、本件調査において副社長に対する質問調査は実施されなかった。

カ 本件各購入品等の購入先等の関係者に対する質問調査（29、31、32、61の2、62の2の1、62の2の2、64の2、68の2）

本件調査担当職員は、本件各購入品等の内容等を確認するため、令和2年2月から同年11月までの間に、本件購入品等の購入先等の関係者8名に対し、質問調査を行った。

キ 調査結果の内容の説明（乙57、乙58）

本件調査担当職員は、令和4年1月24日（源泉所得税に係るものは令

和3年12月10日）、原告の本社において、会長に対し、■税理士同席の下、資料を示しつつ、本件調査の調査結果の内容を説明した。

(2) 検討

ア 国税通則法24条は、税務署長は、その調査により、納税申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨規定し、同法27条は、国税局の当該職員の調査があったときは、税務署長は、当該職員の調査したところに基づき、同法24条の規定による更正をすることができる旨を規定している。これらの規定にいう「調査」とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁による証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての課税要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈及び認定事実のあてはめなど、更正に至るまでの思考、判断を含む極めて包括的な概念であると解される。そして、同法が税務調査の範囲、程度、時期、場所等について特段の定めをしていないことからすると、これらに関しては、課税庁の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

そして、このような税務調査の手続の性質に照らせば、税務調査の手続の單なる瑕疵は、原則として更正処分の効力に影響を及ぼさないと解すべきであって、調査手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当と認められる限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帶び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その更正処分に取消原因があるものと解するのが相当である。

イ 本件においては、上記(1)の認定事実のとおり、処分行政庁は、本件各処分に当たり、令和元年10月から令和2年11月にかけて、会長や■税理士をはじめ、関係者に対する質問調査を実施するとともに、本件宝飾品等の保管状況を確認したり、本件各購入品等の内容を確認したりするなどしております、これら一連の過程は、国税通則法24条及び27条にいう「調査」に当たるといえる。そして、本件調査の一連の過程において、その手

続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたると評価すべきような事情は何ら見当たらず、本件各処分が何らの調査なしに行われたものであると評価すべき事情があるとは認められない。

したがって、本件調査に本件各処分を取り消すべき違法があるとはいえない。

### (3) 原告の主張について

原告は、本件において、処分行政庁が本件各購入品等の全てについて所在や保管状況等を調査しておらず、本件調査には注意義務違反が認められるなどとして、本件各処分は「調査」に基づかないものである旨主張する。

15

しかし、原告の主張は、結局のところ、本件各処分につき、処分行政庁による税務調査が不十分であり、課税要件の立証がされていないにもかかわらず課税がされているとして、本件各処分の内容の違法性をいうものにとどまる。また、処分行政庁が本件各購入品等の全てについて所在や保管状況等を調査していないとしても、これをもって、本件調査の一連の過程において、その手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたると評価すべきような事情に当たるとはいはず、本件各処分が何らの調査なしに行われたものであると評価すべき事情があるとは認められない。

20

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

### 3 爭点3（副社長の本件各購入品等の各購入等の額が副社長に対する給与等に該当するか否か）について

#### (1) 認定事実

25

前記前提事実に加え、掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

ア 前訴の経緯等（甲22、乙6、12、弁論の全趣旨）

(ア) 前訴の各確定申告

原告は、副社長が原告の費用負担において購入等をした服飾品、宝飾品等の額を交際接待費等（一部は雑費、旅費交通費等）として経理処理し、処分行政庁に対し、法定申告期限までに、平成25年1月1日から平成26年12月31日までの各事業年度の法人税及び各課税事業年度の復興特別法人税の確定申告書を提出した。

併せて、原告は、処分行政庁に対し、法定申告期限までに、上記の副社長による購入等の額を課税仕入れに係る支払対価の額に含めて控除対象仕入税額を計算した平成25年1月1日から平成26年12月31日までの各課税期間の消費税等の確定申告書を提出した。

(イ) 前訴各修正申告等

処分行政庁は、原告に対し、上記(ア)の各確定申告につき税務調査を実施し、原告は、上記税務調査において調査担当者から交際接待費等の内容について指摘を受けたことから、平成28年1月7日付で、処分行政庁に対し、各修正申告（以下「前訴各修正申告」という。）をした。ただし、前訴各修正申告のうち法人税及び復興特別法人税の各修正申告は、上記交際接待費等について、一部を交際接待費等のままとしたが、その多くを副社長に対する「貸付金」及び原告の「商品」（棚卸資産）に科目を修正したものであった。また、前訴各修正申告のうち消費税等の修正申告は、上記「貸付金」に科目を修正したものについて、原告の課税仕入れに係る支払対価の額に含めないものとしたが、「商品」に科目を修正したもの及び「交際接待費等」のままとしたものについては、修正の対象とせず、原告の課税仕入れに係る支払対価の額に含めたまま控除対象仕入税額を計算したものであった。

(ウ) 前訴の更正処分等

処分行政庁は、平成28年8月30日付で、原告に対し、前記(イ)の

とおり原告が科目を修正して計上した「貸付金」及び「商品」の額は、副社長に対する給与等（所得税法28条1項に規定する給与等をいう。なお、消費税法2条1項12号は、所得税法28条1項に規定する給与等を対価とする役務の提供を、課税仕入れから除いている。）に該当するとして、法人税を減額する各更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、復興特別法人税を減額する各更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

また、処分行政庁は、原告に対し、前記(イ)のとおり原告が修正計上した「商品」及び「貸付金」の購入額は、副社長に対する給与等に該当するとして源泉所得税等の各納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をした。

#### (イ) 前訴の審査請求

原告は、平成28年11月30日付けで、国税不服審判所長に対し、前記(ウ)の各処分の取消しを求めて審査請求をした。

これに対し、国税不服審判所長は、平成29年11月14日付けで、原告の審査請求を一部却下し、その余を棄却する旨の裁決をした。

#### (オ) 前訴の提起及びその争点等

原告は、平成30年5月23日付けで、前記(ウ)の各処分のうち、消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに源泉所得税等の各納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分（以下「前訴各処分」という。）の取消しを求めて、訴訟（前訴）を提起した。

前訴においては、本件訴訟と同様に、①前訴各処分の理由提示に前訴各処分を取り消すべき違法があるか否か、②前訴各処分に係る税務調査に前訴各処分を取り消すべき違法があるか否か（ただし、控訴審から争点化されたもの）、③副社長の各購入品等の各購入等の額が副社長に対

する給与等に該当するか（当該各購入等が課税仕入れに該当するか）否か等が争点として争われた。

（カ）前訴の判決

地方裁判所は、令和2年6月25日付けで、前訴各処分はいずれも適法であるとして、原告の請求を棄却する判決（以下「前訴判決」という。）を言い渡した。原告は、前訴判決を不服として控訴したが、高等裁判所は、令和3年4月15日付けで、原告の控訴を棄却する判決を言い渡した。原告は、上記判決を不服として上告したが、最高裁判所第二小法廷は、同年10月29日付けで、上告を棄却するなどした。

イ 本件各購入品等の購入等における手続等

（ア）通常の経費の支出手続（乙5〔6頁〕、8〔問答8〕、9〔4、10、11枚目〕、28〔3、18、21、32頁〕、52〔2枚目〕）

原告において、本件各購入品等に係る支出の当時、会長及び副社長以外の者が税込金額1万円以上の経費を支出する際にとる手続は、以下のとおりとされていた。

① 申請者が、事前に経費稟議書を作成し、各グループ責任者、副社長又は専務、社長、会長の順で決裁による許可を得る。

② 経費を支出した後、当該経費に係る請求書、領収書等に、記帳担当者と経理担当者、副社長又は専務、社長、会長の順で、会社経営上必要な経費であることを確認した上で検印を押す。

（イ）副社長の経費の支出手続（乙5〔5、6枚目〕、8〔問答10ないし13〕、9〔2、4、5、9ないし11頁〕、28〔3、18、32頁〕、52〔2、3頁〕、原告代表者16ないし18、20頁）

原告において、副社長が経費を支出する際に、副社長は、経費稟議書を作成したり、会長の許可を得たりする必要はなく、経費を支出した後、当該経費に係る請求書、領収書等に会長が検印を押すことも必要とされ

ていなかった。副社長が購入等をして経費を支出する場合、上限金額は定められておらず、副社長の検印があるものは、基本的に経費として認められており、原告の経理担当者は、副社長が購入等をした際に、購入品等の明細や現物の確認をしておらず、購入品等の明細は保存していないかった。

ウ 会長の副社長の経費の支出に対する認識等

(ア) 会長は、副社長に対し、経費の取扱いを任せしており、副社長による支出について、その具体的な内容を逐一確認することはなかった。(乙9、原告代表者17頁)

(イ) 会長は、平成27年10月以前において、副社長の本件服飾品等や本件宝飾品等の購入先である [REDACTED] の外商担当者に対し、交際費が多すぎると考え、副社長に商品を販売しないよう要請したことがあった。会長は、副社長に対しても、交際費が多いと言ったことがあったが、感覚の違いのせいか理解されなかった。(乙10、11〔3枚目〕、12〔16、24、25枚目〕)

エ 本件各購入品等に係る支払(乙13ないし16、47ないし50)

副社長は、本件各購入品等の購入等に当たり、現金のほか、原告名義のクレジットカードを使用するか、会長又は副社長の個人名義のカードを使用して支払をし、これらの支払に係る請求書又は領収書(領収書等)の宛ては、宛名の記載のないものを除き、いずれも原告としていた。副社長は、本件各購入品等の代金につき、会長又は副社長の個人名義のクレジットカードにより支払われたものも含め、原告から立替金として支払等を受けて精算していた。

オ 本件各購入品等の内容等

(ア) 本件宝飾品等

a 副社長は、原告の費用負担において、本件宝飾品等を [REDACTED]

等の店舗において、一般消費者に対する小売価格で購入していた。(乙  
13ないし17、29、35〔16、21枚目〕、47ないし50)

b 本件宝飾品等は、本件各購入品等①(別紙4)のうち、宝石、貴金属  
製品等の宝飾品等であって、本件振替経理処理により「商品」として  
経理処理されたもの及び本件各購入品等④(別紙8)のうち、時計、  
宝石、貴金属製品等の宝飾品等(「商品」として経理処理されたもの)  
である(前記前提事実(2)ウ(ア))。

原告は、平成27年12月期において、本件各購入品等①を、当初  
は交際接待費として計上していたが、本件振替経理処理により商品及  
び貸付金等の勘定科目に振り替えた。本件振替経理処理は、本件宝飾  
品等の商品ごとに行われたものではなく、平成26年12月期の法人  
税等の修正申告において、各百貨店における宝飾品等の購入金額を、  
交際接待費等から、棚卸資産(商品)及び仮払消費税等並びに副社長  
に対する貸付金に振り替えたのと同様の割合(本件振替割合)を用い  
て、[REDACTED]での購入金額については、88.49%を棚卸資産  
(商品)及び仮払消費税等に、11.51%を副社長に対する貸付金  
に振り替え、[REDACTED]での購入金額については、47.59%を  
棚卸資産(商品)及び仮払消費税等に、52.41%を副社長に対する  
貸付金に振り替えたものであった。

また、原告は、平成28年12月期ないし平成30年12月期にお  
いて、本件各購入品等④を、当初は交際接待費又は仮払金として計上  
していたが、各期の決算修正で商品、交際接待費、消耗品費、雑費等  
の各勘定科目(別紙8の「計上科目」欄記載の勘定科目)に振り替え  
た。(乙8〔問答17、21、22〕、17、27の2〔2及び3枚  
目〕、51)

c 原告は、本件宝飾品等について、平成27年12月期ないし平成3

0年12月期の期末において、購入品の内容が分かる明細は保存しておらず、棚卸明細表を作成していなかった。

原告は、本件調査の過程で令和2年2月3日になって、本件調査担当職員に対し、[ ] の元外商担当者が作成した棚卸明細表(以下「本件棚卸表」という。)を提示した。本件棚卸表には、原告が平成27年12月期ないし平成30年12月期の各期末時点で棚卸資産として計上した本件宝飾品等について、購入年別に、品名、金額、購入月及び品番が記載されていたほか、購入年月日等が不明の宝飾品等の一覧も含まれていた。(乙9〔2、3、9頁〕、27ないし29、30、)

d 原告は、会社の目的として、宝石、貴金属の販売をも掲げていたが、本件各課税期間において、宝石等の販売実績はなく、原告のウェブサイトにおいても、宝石等の販売については、原告の事業内容として公表していなかった。(甲1、乙2、5〔5頁〕、原告代表者21ないし22頁)

e 本件宝飾品等は、普段は、会長及び副社長が二人で居住する本件自宅において、購入時のケースではなく、収納棚がある大きな箱に入れた状態で保管されていた。

本件宝飾品等を保管場所から出し入れする権限は、副社長のみが持っており、原告において、副社長以外の者が本件宝飾品等を出し入れしたり、その所在を確認したりする体制にはなっていなかった。(乙27ないし30、原告代表者22、27ないし28頁)

#### (イ) 本件服飾品等

a 本件服飾品等は、副社長が原告の費用負担において購入した、高級ブランドの婦人服や、呉服、婦人靴、婦人用の服飾雑貨、子供服、紳士用の衣類や服飾雑貨等であり、その多くは婦人用のものであった。

副社長は、本件服飾品等の購入に際し、自分のサイズに合わせて婦人服を買い付けたり、娘や孫と一緒に店舗を訪問して孫の衣類を購入したりすることがあった。（乙15、39〔4及び5枚目〕）

b 原告は、本件服飾品等のほとんどを、当初は「交際接待費」に計上していたが、購入品の内容が分かる明細は保存しておらず、贈答の年月日、贈答先、贈答品の内容等を記録した書類等も作成していなかつた。（乙5〔4頁〕、9〔2、3、9頁〕、28〔2頁〕、原告代表者17、27頁）

c 原告は、本件調査において、贈答先の具体的内容を明らかにすることはなかった。（乙5、原告代表者19、27頁）

d 副社長は、平成27年11月30日、前訴各処分に係る税務調査において質問調査を受けた際、調査担当者に対し、「（買い物は）ほとんど一人で行って、カードを使って購入している」、「呉服は、私のために買った。[REDACTED]で買ったものは自分の物ばかり」、「他の服やバックについても、私はいつもキチンとした格好をして生活するのが当たり前なので必要」、「[REDACTED]の[REDACTED]で購入したものは、私の物」、「（バッグ、婦人服の保管場所は）社宅（本件自宅）のいたるところに置いてる」、「必要なくなったものは、フランスの友人に段ボールに詰めて送っている」などと述べていた。（乙38）

#### （ウ）本件福利厚生費等

a 本件福利厚生費等は、副社長が原告の費用負担において購入あるいは役務の提供を受けたものであり、その内容は、副社長が本件自宅で受けた英会話のレッスン費用や、副社長が本件自宅で飼育している犬の診察等に係る代金、本件自宅に集配された衣類や布団などのクリーニング費用、副社長が本件自宅で受けたボイストレーニングのレッスン費用、副社長が受けた保険適用外の美容医療の治療費、副社長が購

入して本件自宅に届けられた健康食品、副社長が購入した寝具、衣料品、婦人服等の代金、副社長が購入して本件自宅に設置した家庭用電位治療器の購入費用等である。（乙31、32、61ないし70）

- b 上記ボイストレーニングは、基本的に、副社長に対して毎週火、木、  
5 日曜日の午前中1時間程度実施されており、その内容は、発声練習や  
副社長の好きな歌の練習を行うというものである。（乙31〔2枚目〕、  
10 63）
- c 上記家庭用電位治療器は、副社長が、鍼灸院に通院して受けていた  
治療を本件自宅でも受けることができるようするために購入、設置  
したものである。（乙32〔2枚目〕）

(2) 給与等の意義について

所得税法28条1項は、給与所得について、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（給与等）に係る所得」をいうと定めるところ、所得税法28条1項にいう給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務又は役務の対価として受ける給付をいうものと解され（最高裁判所昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集3.5巻3号672頁、最高裁判所平成17年1月25日第三小法廷判決・民集5.9巻1号64頁参照）、同項にいう「賞与並びにこれらの性質を有する給与」とは、上記の給付のうち功労への報償等の観点をも考慮して臨時的に付与される給付であって、その給付には金銭のみならず金銭以外の物や経済的な利益も含まれると解される（最高裁判所平成27年10月8日第一小法廷判決・民集251号1頁参照）。

(3) 副社長が本件各購入品等の購入等により原告から経済的利益を得たと認められるか否かについて

ア 副社長の権限等について

(ア) 原告においては、副社長が経費を支出する場合には、通常必要とされ

る事前の許可や事後の確認の手続は必要とされず、上限金額も定められておらず、副社長が検印したものは基本的に経費として認められていた（前記(1)の認定事実イ）。これは、副社長が会長の妻であり、かつ、原告の取締役であったことや、原告の株式の6割超を保有する

5 [REDACTED]において議決権を有する唯一の株主であり（前提事実(1)イ、ウ）、同社を通じて原告に強い影響力を有していたことから、原告の代表者である会長は、副社長が本件各購入品等の購入等のために原告の経費を自由に使用することを容認していたものと考えられる。

また、会長は、平成27年10月以前において、[REDACTED]の外商担当者に対し、副社長に商品を販売しないよう要請したことがあり、副社長にも交際費が多すぎると言ったが理解されなかつたことがあったというのであり（前記(1)の認定事実ウ(イ)）、原告は、前訴各処分に係る税務調査において副社長による交際接待費の支出内容について指摘を受け、当該支出の一部について修正申告をするなどしていたが（前記(1)の認定事実ア）、その後においても、原告において、副社長が経費を支出する手続を変更することなく、事前の許可や事後の確認等を求めるではなく、会長においても、経費の取扱いについては副社長に任せており、クレジットカードの使用明細や請求書の品目を確認していなかつた（前記(1)の認定事実ウ(ア)）というのである。このような状況下において、副社長による本件各購入品等の購入等がされていたことからすると、会長は、副社長に対し、原告の経費の使用を制限することができなかつたことがうかがわれるのであって、このことは副社長が上記のように原告の経費を自由に使用することができる立場にあつたことを裏付けるものといえる。

25 (イ) したがつて、副社長は、原告において、個人的な利用も含め、経費を自由に使用することができる立場にあり、このような立場に基づいて本



件各購入品等を購入等していたものであり、原告の代表取締役である会長もそれを容認していたものと認められるから、副社長による本件各購入品等の購入等は、原告の意思に基づくものであったものと認められる。

#### イ 本件宝飾品等について

(ア) 副社長は、本件宝飾品等を、原告の費用負担で、百貨店等において一般の小売価格で購入し（前記(1)の認定事実オ(ア)a）、副社長が会長と二人で居住する本件住宅において、購入時のケースではなく、大きな箱に入れて保管しており、原告において、本件宝飾品等を保管場所から出し入れする権限は副社長のみに与えられ、副社長以外の者が本件宝飾品等の所在を確認する体制にはなっておらず、本件宝飾品等の一部は所在不明となっている（前記(1)の認定事実オ(ア)c、e）。また、原告は、平成27年12月期ないし平成30年12月期において、当初、本件宝飾品等の額を「商品」ではなく「交際接待費」又は「仮払金」として経理処理していた上（前記(1)の認定事実オ(ア)b）、購入品の内容が分かる明細は保存しておらず、棚卸明細表も作成していなかったというのであり（前記(1)の認定事実オ(ア)c）、原告において、本件宝飾品等を棚卸資産（商品）として取り扱っていた形跡は全くうかがえない。また、原告は、会社の目的としては宝石、貴金属の販売をも掲げていたが、本件各課税期間において、宝石等の販売実績はなく、原告のウェブサイトにおいても、宝石等の販売については、原告の事業内容として公表されていなかったのであり（前記(1)の認定事実オ(ア)d）、原告が事業として宝飾品を取り扱っていたことはうかがえない。

これらの事情に加え、前記アのとおり、副社長は、原告の経費を自由に使用することができる立場にあったと認められことからすれば、本件宝飾品等は、副社長が、そのような立場に基づき、個人的な購入をしたものであると認められる。

(イ) これに対し、原告は、副社長は、本件宝飾品等を原告の棚卸資産（商品）として購入していた旨主張する。

しかし、前記(1)の認定事実才(ア)b、cによれば、原告は、本件宝飾品等の購入等に係る額について、平成27年12月期については、本件振替経理処理により、本件振替割合に従って、当初「交際接待費」に計上していた本件各購入品等①の一部を「商品」として経理処理したが、本件振替割合は、原告が平成26年12月期の修正申告の際に用いた便宜的な割合を借用したものにすぎず、本件振替経理処理は、平成27年12月期における本件各購入品等①の各商品の性質を考慮した上で合理的な経理処理であったとは言い難い。また、平成28年12月期ないし平成30年12月期については、本件宝飾品等の購入等に係る額について、当初は「商品」とは性質の異なる「交際接待費」又は「仮払金」として計上されていたにもかかわらず、決算修正で「商品」として経理処理されたものにすぎないことに加え、購入品の内容が分かる明細は保存されておらず、棚卸明細表も作成されておらず、本件調査の過程でようやく本件棚卸表が作成されたにすぎないことからすれば、原告においては、本件宝飾品等は棚卸資産（商品）として把握されていなかったものと言わざるを得ない。

したがって、副社長が、本件宝飾品等を原告の棚卸資産（商品）として購入していたということはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

(ウ) 以上によれば、本件宝飾品等は原告の棚卸資産（商品）として認められるものではなく、本件宝飾品等の購入は副社長の個人的な購入であったと認められるから、原告が本件宝飾品等の購入等に係る費用を負担することにより、副社長は、その分の経済的利益を原告から得ていたものと認められる。

ウ 本件服飾品等について

(ア) 本件服飾品等はいずれも副社長が原告の費用負担において購入等したものであり、その多くは、高級ブランドの婦人服や、呉服、婦人靴、婦人用の服飾雑貨等の婦人用のものである（前記(1)の認定事実オ(イ)a）。そして、副社長は、自分のサイズに合わせて婦人服を買い付けたり、娘や孫と一緒に店舗に訪問して孫の衣類を購入したりすることがあった（前記(1)の認定事実オ(イ)a）上、前訴各処分に係る税務調査において、調査担当者に対し、呉服は自分のために買ったものであり、服やバッグについても、「私はいつもキッチンとした格好をして生活するのが当たり前のことで必要」などと、自分のために服飾品等を購入した旨や、その保管場所は本件自宅であり、一部不要になったものについては友人に譲っている旨供述していた事実が認められる（前記(1)の認定事実オ(イ)d）。

また、本件購入品等①のうちの本件服飾品等は、その後の本件振替経理処理により「商品」に振り替えられたものの、前記イ(イ)のとおり、本件振替経理処理は、平成27年12月期における本件各購入品等①の各商品の性質を考慮した上で合理的な経理処理であったとは言い難く、購入品の内容が分かる明細は保存されていなかったこと（前記(1)の認定事実オ(イ)b）などからすれば、原告においては、本件購入品等①のうちの本件服飾品等は、「商品」として把握されていたとはいはず、原告の棚卸資産（商品）として認められるものではない。

これらの事情からすれば、本件服飾品等のうち、少なくとも婦人用の衣類や服飾雑貨等については、副社長が自ら使用又は所有するなど、個人的な目的で購入したものであることが推認される。

(イ) 他方で、本件服飾品等には、子供服や、紳士用の衣類、服飾雑貨等も含まれているところ、原告は、本件服飾品等の各購入等に係る支出は、婦人用の衣類等も含めて、いずれも原告の事業に關係する者等への贈答

のためであるから、交際接待費に当たる旨主張する。

しかし、交際接待費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関する者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものであるところ（租税特別措置法第61条の4第4項〔令和4年法律第4号による改正前のもの〕参照）、原告は、本件購入品等②及び④に係る本件服飾品等の購入等に係る支出のほとんどを「交際接待費」として経理処理していたにもかかわらず（前記前提事実(2)ウ(イ)）、本件調査においても贈答先を一切明らかにせず、購入品の内容が分かる明細は保存しておらず、贈答の年月日、贈答先、贈答品の内容等を記録した書類等も作成していない（前記(1)の認定事実オ(イ)b、c）。そして、原告は、贈答先を明らかにしない理由につき、贈答先に迷惑が生じ得るためである旨主張し、会長もこれに沿う供述をするが、仮にそのような事情があるとしても、原告内部において、副社長による購入品の内容が分かる明細を全く保存せず、贈答の年月日やその内容を記録していないことの理由にはなり得ない。

上記の各事情からすれば、本件購入品等②及び④に係る本件服飾品等の各購入等は、それが原告の事業に関する者等に対して贈答されたものとは認められず、交際接待費に該当するとは認められない。したがって、本件服飾品等のうち、子供服や、紳士用の衣類、服飾雑貨等を含め、その一部に副社長が他人への贈答のために購入したものがあったとしても、それらは原告の事業に関する者等に贈答されたものとはいえず、副社長の個人的な贈答のために購入されたものであり、自ら使用又は所有するための購入と同様、個人的な目的での購入であると評価するのが相当である。

(ウ) 以上によれば、本件服飾品等の購入等については、原告のための交際

接待費等として認められるものではなく、いずれも副社長の個人的な購入であると認められるから、原告が本件服飾品等の購入等に係る費用を負担することにより、副社長は、その分の経済的利益を原告から得ていたものと認められる。

5 エ 本件福利厚生費等について

(ア) 本件福利厚生費等はいずれも副社長が原告の費用負担において購入し又は役務の提供を受けたものであり、その内容は、副社長が本件自宅で受けた英会話のレッスン費用や、副社長が本件自宅で飼育している犬の診察等に係る代金、本件自宅に集配された衣類や布団などのクリーニング費用、副社長が本件自宅で受けたボイストレーニングのレッスン費用、副社長が受けた美容医療の治療費などの役務や、健康食品や寝具、衣料品、家庭用電位治療器等、原告の業務とは関連性のない日用品等の物品である（前記(1)の認定事実オ(ウ)）。

そして、福利厚生費とは、一般に、企業が従業員に対して給与・賞与とは別に支出する費用をいい、全従業員を対象範囲とするものであると解されるところ、上記のとおりの本件福利厚生費等の内容からすれば、本件福利厚生費等は、いずれも原告の全従業員を対象範囲とするものとはいはず、副社長が本件自宅において個人的に受けた役務であるか、副社長が個人的に使用する物品等の購入であると評価するのが相当である。

したがって、本件福利厚生費等の購入等については、原告の福利厚生費等として認められるものではなく、いずれも副社長の個人的な購入等であると認められるから、原告が本件福利厚生費等の購入等に係る費用を負担することにより、副社長は、その分の経済的利益を原告から得ていたものと認められる。

オ 原告の主張について

原告は、副社長が本件各購入品等の購入等により経済的利得を得たことについては、本件各購入品等の全てにつき、一つ一つ副社長が経済的利益を得たことの立証がされるべきであるにも関わらず、本件ではその立証がされていない旨主張する。

しかし、前記イないしエのとおり、本件宝飾品等の購入、本件服飾品等の購入、本件福利厚生費等の購入等については、いずれも副社長の個人的な購入等であると認められるから、原告が、本件宝飾品等の購入、本件服飾品等の購入、本件福利厚生費等の購入等に係る費用を負担することにより、副社長は、その分の経済的利益を原告から得ていたものと認められる。

したがつて、原告の上記主張は採用することができない。

#### 力 小括

以上により、本件各購入品等の購入等については、原告が本件各購入品等の購入等に係る費用を負担することにより、副社長は、その分の経済的利益を原告から得ていたものと認められる。

(4) 副社長が本件各購入品等の購入等により経済的利益を得たことをもって、給与等に該当するといえるか否かについて

ア 前記(3)アのとおり、副社長は、原告において、個人的な利用も含め、経費を自由に使用することができる立場にあり、このような立場に基づいて本件各購入品等を購入等していたものであり、原告の代表取締役である会長もそれを容認していたものと認められるから、副社長による本件各購入品等の購入等は、原告の意思に基づくものであったものと認められる。

また、前記(2)のとおり、給与所得は、金銭の形を取る必要はなく、金銭以外の資産又は経済的利益の供与をも含むと解されるところ、本来、副社長が個人として負担すべき本件各購入品等の購入等に係る費用を原告が経費として負担することにより、原告が副社長に対して経済的利益を供与していたと評価することができる。そして、前記(3)アによれば、原告が副社

長に対して上記の経済的利益を供与していたのは、副社長が原告において取締役副社長という地位及び権限を有していたからであると認められる。

したがって、原告が副社長に対して供与した、本件各購入品等の購入等に係る経済的利益は、所得税法28条1項の「給与等」に当たり、法人税法34条4項が定める「その他の経済的な利益」として、法人がその役員に対して支給する給与（同条1項ないし3項に規定する「給与」）に当たるものと認められる。

#### イ 原告の主張について

原告は、本件各購入品等の購入等に係る支出が副社長の「給与等」と認められ、原告に源泉徴収義務を課すためには、原告において、徴収可能性及び認識可能性が認められる必要があるが、本件ではそのいずれもが欠けており、原告に源泉徴収義務を課すことは違憲ないし違法である旨主張する。

しかし、上記アで説示したとおり、本件においては、会長が副社長による個人的な購入等の性質を有する本件各購入品等の購入等の支出を容認していたものと認められることから、原告において、副社長が本件各購入品等の購入等により利得し、それが給与等と認められることについての認識に欠けるところはなく、また、徴収可能性も認められるというべきである。

したがって、この点に関する原告の上記主張は理由がない。

#### 4 爭点4（本件各購入品等の各購入等が課税仕入れに該当するか否か）について

課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けることをいう（消費税法2条1項12号）。

上記3の認定判断のとおり、副社長による本件各購入品等の購入等については、本来、副社長が個人として負担すべき本件各購入品等の購入等に係る費用

を原告が経費として負担することにより、原告が副社長に対して経済的利益を供与していたものとして、副社長に対する給与等と認められるものであるから、これをもって、原告が事業として他の者から資産を譲り受けるなどしたということはできない。

5 したがつて、本件各購入品等の購入等は、課税仕入れに該当しない。

#### 5 本件各処分の適法性

前記1ないし4の認定判断に加え、弁論の全趣旨によれば、本件各処分の根拠及び適法性については、別紙10に記載のとおり認めることができるから、本件各処分は、いずれも適法である。

10 6 その余の原告の主張も、前記認定判断を左右するものではない。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

15

裁判長裁判官

横 田 典 子

20

裁判官太田章子及び裁判官橋本康平は、異動のため署名押印することができない。

25

裁判長裁判官

横 田 典 子

## 別紙及び別表一覧

判決添付の別紙	被告提出資料	標題
別紙 1		別紙及び別表一覧
別紙 2		本件各確定申告
別紙 3		関係法令の定め
別紙 4	被告第 1 準備書面 別紙 1-1	本件商品の内訳
別紙 5	被告第 1 準備書面 別紙 1-2	本件商品代金等の金額
別紙 6	被告第 1 準備書面 別紙 2	本件交際接待費の金額
別紙 7	被告第 1 準備書面 別紙 3※	本件福利厚生費等の金額
別紙 8	被告第 3 準備書面 別紙 1	本件商品の購入等の状況
別紙 9	被告第 4 準備書面 別紙（被告第 3 準備書面 別紙 2-2）	本件各物品の購入及び本件各役務提供の内容（本件各更正処分のうち審査請求において争いのなかった金額）
別紙 10		本件各処分の根拠及び適法性

※ただし、[ ] の「計上科目」欄の記載を「福利厚生費」から「交際接待費」に変更

判決添付の別表	被告提出資料	標題
別表 1	被告第 3 準備書面 別表 2-1	本件各事業年度の法人税の納付すべき税額等
別表 2	被告第 3 準備書面 別表 2-2	本件各課税事業年度の地方法人税の納付すべき税額等
別表 3	被告第 1 準備書面 別表 2	平成 27 年 1 2 月課税期間の消費税等の合計税額及び過少申告加算税額
別表 4	被告第 3 準備書面 別表 3-1	平成 28 年 1 2 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
別表 5	被告第 3 準備書面 別表 3-2	平成 28 年 1 2 月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
別表 6	被告第 3 準備書面 別表 1-3-2	課税仕入れに係る支払対価の額に含まれる金額
別表 7	被告第 3 準備書面 別表 4-1	平成 29 年 1 2 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
別表 8	被告第 3 準備書面 別表 4-2	平成 29 年 1 2 月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
別表 9	被告第 3 準備書面 別表 5-1	平成 30 年 1 2 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
別表 10	被告第 3 準備書面 別表 5-2	平成 30 年 1 2 月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
別表 1.1	被告第 3 準備書面 別表 1-1	課税の経緯（法人税）
別表 1.2	被告第 3 準備書面 別表 1-2	課税の経緯（地方法人税）
別表 1.3-1	被告第 1 準備書面 別表 1	消費税等の課税の経緯
別表 1.3-2	被告第 3 準備書面 别表 1-3-1	課税の経緯（消費税等）
別表 1.4	被告第 3 準備書面 别表 1-4	課税の経緯（源泉所得税等）
別表 1.5	被告第 3 準備書面 别表 6	納付すべき源泉所得税等の額及び不納付加算税の額

本件各確定申告

1 次の各課税期間における消費税及び地方消費税

- 5 (1) 平成27年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成27年12月課税期間」という。）
- (2) 平成28年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成28年12月課税期間」という。）
- 10 (3) 平成29年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成29年12月課税期間」という。）
- (4) 平成30年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成30年12月課税期間」といい、平成27年12月課税期間、平成28年12月課税期間及び平成29年12月課税期間と併せて「本件各課税期間」という。）

2 次の各事業年度における法人税

- 15 (1) 平成28年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成28年12月期」という。）
- (2) 平成29年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成29年12月期」といい、平成28年12月期の事業年度と併せて「本件各事業年度」という。）

3 次の各課税事業年度における地方法人税

- 20 (1) 平成28年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成28年12月課税事業年度」という。）
- (2) 平成29年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成29年12月課税事業年度」といい、平成28年12月課税事業年度と併せて「本件各課税事業年度」という。）

### 関係法令の定め

#### 1 行政手続法に係る関係法令の定め

行政手続法14条1項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨規定している。

#### 2 所得税に関する関係法令等の定め

(1) 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（給与等）に係る所得をいう旨規定している。

(2) 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨規定している。

(3) 所得税法183条1項は、居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない旨規定している。

(4) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成25年法律第5号による改正前のもの。以下「復興財源確保法」という。）28条1項は、所得税法第4編第1章から第6章までの規定等により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない旨規定している。

#### 3 消費税に関する関係法令の定め

(1) 消費税法 30 条（平成 27 年 9 月 30 日以前に国内において事業者が行う課税仕入れについては、平成 27 法律第 9 号による改正前のもの、平成 27 年 10 月 1 日以後令和元年 9 月 30 日以前に国内において事業者が行う課税仕入れについては、平成 27 年法律第 9 号による改正後の平成 24 年法律第 68 号の 5 条の規定による改正前のもの。以下、各課税仕入れに対応する法律をいう。）

1 項 1 号は、事業者が、国内において課税仕入れを行った場合には、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定している。

10 (2) 消費税法 2 条 1 項 12 号は、前記(1)の「課税仕入れ」とは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、消費税法 7 条 1 項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び同法 8 条 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう旨規定している。

#### 4 法人税等に係る関係法令の定め

法人税法 34 条 1 項は、内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与で業績運動給与に該当しないもの、使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び同条 3 項の規定の適用があるものを除く。）のうち、同項 1 号ないし 3 号に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないものとし、その損金の額に算入するものとして、同項 1 号は定期同額給与、同項 2 号は事前確定届出給与、同項 3 号は業績運動給与をそれぞれ規定している。

#### 5 過少申告加算税等に係る関係法令の定め

(1) 国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）

65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、同条4項は、同条1項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、同項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、同項の規定を適用する旨規定している。

10  
15

(2) 国税通則法67条1項本文は、源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、納税の告知に係る税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する旨規定し、同項ただし書は、当該告知に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない旨規定している。

以上

## 本件商品の内訳

【単位：円】

計上日	購入金額	消費税額等	支出金額	購入店舗	摘要
H27.01.05	2,500,000	200,000	2,700,000		ダイヤモンドリング
H27.01.05	3,500,000	280,000	3,780,000		ダイヤモンドリング
H27.01.05	1,222,222	97,778	1,320,000		ダイヤモンド
H27.01.05	300,000	24,000	324,000		Gアルマーニ
H27.01.07	3,703,704	296,296	4,000,000		商品代
H27.01.13	587,503	47,000	634,503		商品代
H27.01.13	3,366,000	269,280	3,635,280		婦人機械腕時計
H27.01.13	1,980,500	158,440	2,138,940		婦人機械腕時計
H27.01.27	925,926	74,074	1,000,000		商品代
H27.02.02	1,666,667	133,333	1,800,000		商品代
H27.02.04	4,000,000	320,000	4,320,000		ダイヤモンドリング
H27.02.04	3,000,000	240,000	3,240,000		ダイヤモンドリング
H27.02.04	48,000	3,840	51,840		エルメス ヘヴィツイルタイ
H27.02.04	342,000	27,360	369,360		エルメス ジップアップニット
H27.02.04	39,000	3,120	42,120		ストラネス 婦人服
H27.02.03	1,580,059	126,405	1,706,464		商品代
H27.02.10	4,460,000	356,800	4,816,800		エルメス パーキン
H27.02.17	425,926	34,074	460,000		商品代
H27.02.24	925,926	74,074	1,000,000		商品代
H27.03.03	1,111,111	88,889	1,200,000		商品代
H27.03.03	1,666,667	133,333	1,800,000		商品代
H27.03.04	3,500,000	280,000	3,780,000		ジョングレイスリング
H27.03.04	4,500,000	360,000	4,860,000		ジョングレイスリング
H27.03.04	15,000	1,200	16,200		エルメス カレンダーレフィル年1冊<GM>
H27.03.04	114,000	9,120	123,120		エルメス ジャカード・カレ・シェアン<コーティング>
H27.03.04	72,000	5,760	77,760		エルメス シルクツイルタイ
H27.03.04	28,000	2,240	30,240		商品代
H27.03.10	3,333,333	266,667	3,600,000		ジョングレイスリング
H27.03.10	425,926	34,074	460,000		アンティーク
H27.03.17	1,781,389	142,511	1,923,900		商品代
H27.03.31	1,851,852	148,148	2,000,000		商品代
H27.03.31	1,397,592	111,808	1,509,400		商品代
H27.04.06	4,500,000	360,000	4,860,000		ジョングレイスリング
H27.04.06	4,500,000	360,000	4,860,000		ジョングレイスリング
H27.04.06	32,000	2,560	34,560		商品代
H27.04.06	168,000	13,440	181,440		エルメス シルクツイルタイ
H27.04.28	2,039,090	163,127	2,202,217		商品代
H27.05.07	2,314,815	185,185	2,500,000		ジョングレイスリング
H27.05.07	2,777,778	222,222	3,000,000		ジョングレイスリング
H27.05.07	2,314,815	185,185	2,500,000		ジョングレイスリング
H27.05.07	136,000	10,880	146,880		ストラネス婦人服
H27.05.07	351,851	28,149	380,000		アンティーク
H27.05.07	147,000	11,760	158,760		エルメス カシミアシルクショール
H27.05.07	270,000	21,600	291,600		ラリック 特選洋食器
H27.05.07	303,000	24,240	327,240		エルメス 財布
H27.05.07	72,000	5,760	77,760		エルメス ヘヴィツイルタイ
H27.05.07	312,000	24,960	336,960		エルメス ベーパーウェイト
H27.05.07	260,000	20,800	280,800		ルシアンペラフィネ婦人服
H27.05.07	304,000	24,320	328,320		婦人クローツ腕時計
H27.05.07	255,000	20,400	275,400		陶芸品
H27.05.07	1,759,259	140,741	1,900,000		商品代
H27.05.26	1,474,456	117,957	1,592,413		商品代
H27.06.04	4,166,667	333,333	4,500,000		ジョングレイスリング

H27.06.04	3,703,704	206,296	4,000,000	ジョングレイスリング
H27.06.04	1,388,889	111,111	1,500,000	ジョングレイスリング
H27.06.04	120,000	9,600	129,600	エルメス シルクツイルタイ
H27.06.04	378,000	30,240	408,240	ラリック
H27.06.04	35,925	2,875	38,800	家庭電器
H27.06.04	78,000	6,240	84,240	エルメス
H27.06.04	1,530,000	122,400	1,652,400	時計
H27.06.02	1,666,667	133,333	1,800,000	商品代
H27.06.09	1,111,111	88,889	1,200,000	商品代
H27.06.10	2,592,593	207,407	2,800,000	商品代
H27.06.23	1,277,778	102,222	1,380,000	商品代
H27.07.01	925,926	74,074	1,000,000	商品代
H27.07.06	3,145,000	251,600	3,396,600	時計メカニケ・ヴェローチ
H27.07.06	2,314,815	185,185	2,500,000	ジョングレイスリング
H27.07.06	3,240,740	259,260	3,500,000	ジョングレイスリング
H27.07.06	935,000	74,800	1,009,800	時計メカニケ・ヴェローチ
H27.07.06	48,000	3,840	51,840	エルメス ヘヴィツイルタイ
H27.07.06	629,630	50,370	680,000	工芸
H27.07.06	157,000	12,560	169,560	エルメス
H27.07.10	4,980,000	398,400	5,378,400	商品代
H27.07.10	1,198,500	95,880	1,294,380	商品代
H27.07.03	1,342,593	107,407	1,450,000	商品代
H27.07.06	1,388,889	111,111	1,500,000	商品代
H27.07.08	925,926	74,074	1,000,000	商品代
H27.07.10	1,266,500	101,320	1,367,820	商品代
H27.07.10	925,926	74,074	1,000,000	商品代
H27.07.10	620,370	49,630	670,000	商品代
H27.07.23	1,388,889	111,111	1,500,000	商品代
H27.07.28	1,481,481	118,519	1,600,000	商品代
H27.07.29	1,425,926	114,074	1,540,000	商品代
H27.08.03	3,027,778	242,222	3,270,000	商品代
H27.08.04	2,314,815	185,185	2,500,000	ジョングレイスリング
H27.08.04	2,314,815	185,185	2,500,000	ジョングレイスリング
H27.08.04	3,703,703	296,297	4,000,000	ジョングレイスリング
H27.08.04	2,777,778	222,222	3,000,000	ジョングレイスリング
H27.08.04	2,441,402	195,312	2,636,714	商品代
H27.08.10	4,386,000	350,880	4,736,880	商品代
H27.08.31	1,018,519	81,481	1,100,000	商品代
H27.09.04	3,703,703	296,297	4,000,000	ビルマ産 ルビールース 9.89ct
H27.09.04	2,777,778	222,222	3,000,000	ビルマ産 ルビールース 9.89ct
H27.09.04	159,600	12,768	172,368	ストラネス
H27.09.04	79,800	6,384	86,184	ストラネス
H27.09.04	241,000	19,280	260,280	エルメス ニットカーディガン
H27.09.02	1,851,852	148,148	2,000,000	商品代
H27.09.07	1,649,907	131,993	1,781,900	商品代
H27.09.28	2,129,630	170,370	2,300,000	商品代
H27.09.30	1,574,074	125,926	1,700,000	商品代
H27.10.05	3,703,704	296,296	4,000,000	ギメル パールNC
H27.10.05	3,703,704	296,296	4,000,000	ギメル パールNC
H27.10.05	38,500	3,080	41,580	ストラネス
H27.10.05	131,100	10,488	141,588	ストラネス
H27.10.05	972,222	77,778	1,050,000	工芸品
H27.10.05	104,000	8,320	112,320	エルメス カレ・シジュアン・ツイル・ブリュム
H27.10.05	177,800	14,224	192,024	ストラネス
H27.10.09	462,963	37,037	500,000	商品代

H27.10.21	1,481,481	18,519	1,600,000	商品代
H27.11.02	1,666,667	133,333	1,800,000	商品代
H27.11.04	4,400,000	352,000	4,752,000	グッチ 毛皮コート
H27.11.04	172,000	13,760	185,760	エルメス パンツ
H27.11.04	4,200,000	336,000	4,536,000	JGオーダー PGサファイア・ガーネット・NC
H27.11.04	71,000	5,680	76,680	エルメス パンツ
H27.11.04	72,000	5,760	77,760	エルメス シルクツイルタイ
H27.11.04	1,250,000	100,000	1,350,000	商品代
H27.11.24	518,518	41,482	560,000	商品代
H27.11.24	1,666,667	133,333	1,800,000	商品代
H27.11.25	1,759,259	140,741	1,900,000	商品代
H27.12.04	2,235,000	178,800	2,413,800	フェンディ 毛皮
H27.12.04	2,777,778	222,222	3,000,000	JG k18PGピンクサファイア・D・プレス
H27.12.04	3,703,703	296,297	4,000,000	JG k18PGピンクサファイア・D・プレス
H27.12.04	162,000	12,960	174,960	I ドレスデン
H27.12.02	1,759,259	140,741	1,900,000	商品代
H27.12.03	1,851,852	148,148	2,000,000	商品代
H27.12.10	2,360,000	188,800	2,548,800	エルメス
H27.12.08	1,851,852	148,148	2,000,000	商品代
H27.12.08	632,778	50,622	683,400	商品代
H27.12.15	1,759,259	140,741	1,900,000	商品代
H27.12.18	2,759,259	220,741	2,980,000	商品代
H27.12.29	3,194,444	255,556	3,450,000	商品代
小計	212,802,735	17,024,220	229,826,955	
H27.01.20	502,793	40,223	543,016	商品代
H27.04.10	1,200,000	96,000	1,296,000	和装雑貨
H27.05.07	3,325,000	266,000	3,591,000	和装雑貨
H27.05.15	29,772	2,382	32,154	ゲームソフト、ゲーム本体、キャラクターステーショナリー
H27.06.08	2,660,000	212,800	2,872,800	呉服・訪問着
H27.06.08	18,050	1,444	19,494	呉服・桐裏地
H27.06.08	161,500	12,920	174,420	きものお仕立て代
H27.06.26	582,000	46,560	628,560	婦人ワピース他(シャネル)
H27.06.26	66,500	5,320	71,820	婦人服洋品
H27.09.07	42,750	3,420	46,170	紳士晒白無地オーダーワイシャツ
H27.09.14	1,023,000	81,840	1,104,840	婦人ブラウス、アクセサリー(シャネル)
H27.09.25	421,000	33,680	454,680	婦人ブラウス、セーター
H27.09.25	195,000	15,600	210,600	婦人ワンピース
H27.09.25	514,000	41,120	555,120	婦人セーター、ワンピース
H27.10.05	3,921,500	313,720	4,235,220	和装雑貨、呉服・桐裏地、きもの悉皆、お仕立て代
H27.10.23	3,080	246	3,326	商品代
H27.10.27	645,000	51,600	696,600	婦人ショートコート
H27.10.27	999,000	79,920	1,078,920	婦人コート
H27.11.06	3,610,000	288,800	3,898,800	和装雑貨
H27.11.06	10,450	836	11,286	呉服・桐裏地
H27.11.06	45,600	3,648	49,248	きものお仕立て代
H27.11.06	5,700	456	6,156	きもの悉皆
H27.11.06	10,450	836	11,286	呉服・桐裏地
H27.11.06	36,100	2,888	38,988	きものお仕立て代
H27.11.06	7,125	570	7,695	きもの悉皆
H27.12.07	2,851,852	228,148	3,080,000	婦人輸入腕時計
H27.12.07	228,000	18,240	246,240	婦人コート
H27.12.07	275,500	22,040	297,540	婦人ジャケット
H27.12.07	91,200	7,296	98,496	婦人ジャケット
H27.12.07	42,750	3,420	46,170	婦人ブラウス・シャツ
H27.12.07	114,000	9,120	123,120	婦人ジャケット
H27.12.24	3,001,948	240,156	3,242,104	婦人輸入腕時計
小計	26,640,620	2,131,249	28,771,869	
合計	239,443,355	19,155,469	258,598,824	

## 本件商品代金等の金額

【単位：円】

購入店等	決算修正後 振替科目	商品振替額	仮払消費税等	本件商品代金等の金額
[REDACTED]	商 品	188,309,141	15,064,731	203,373,872
[REDACTED]		12,678,271	1,014,261	13,692,532
合 計		200,987,412	16,078,992	217,066,404

## 本件交際接待費の金額

【単位：円】

購入店舗	計上科目	計上金額	消費税等	支出金額
[REDACTED]	交際接待費	6,150,460	492,037	6,642,497
[REDACTED]		1,168,000	93,440	1,261,440
[REDACTED]		658,800	52,704	711,504
[REDACTED]		272,222	21,778	294,000
合 計		8,249,482	659,959	8,909,441

## 本件福利厚生費等の金額

【単位：円】

店舗等	計上科目	計上金額	消費税等	支出金額	摘要
	福利厚生費	603,184	48,256	651,440	英会話レッスン費用
	福利厚生費	257,107	20,569	277,676	ペットの治療費等
	交際接待費	388,387	31,071	419,458	美顔等の治療費用
	福利厚生費	100,000	8,000	108,000	
	福利厚生費	24,315	1,945	26,260	クリーニング費用
	雑 費	272,342	21,788	294,130	
	福利厚生費	972,223	77,777	1,050,000	ボイストレーニングの費用
	福利厚生費	984,135	78,731	1,062,866	健康食品の購入費用
	交際接待費	420,000	33,600	453,600	治療器の購入費用
合 計		4,021,693	321,737	4,343,430	

## 本件商品の購入等の状況

平成28年12月期

【単位：円】

順号	店舗等	購入品等	計上科目	計上金額
1	[REDACTED] 等	時計、宝石、貴金属製品等	商 品	196,702,408
2	[REDACTED] 等	婦人服、婦人靴、紳士用衣類等	交際接待費	8,782,617
3	[REDACTED]	紳士用衣類等	消耗品費	849,900
4		順号1～3に係る消費税等	仮払消費税	16,506,794
合 計				222,841,719

平成29年12月期

【単位：円】

順号	店舗等	購入品等	計上科目	計上金額
1	[REDACTED] 等	時計、宝石、貴金属製品等	商 品	232,313,833
2	[REDACTED] 等	婦人服、婦人靴、紳士用衣類等	交際接待費	32,883,625
3		重複計上分	消耗品費(注)1	92,593
4		順号1～3に係る消費税等	仮払消費税	21,223,202
5	[REDACTED] 等	宝 石 等	仮払金(注)2	8,640,000
合 計				295,153,253

(注) 1 期中の会計処理と決算修正で重複して消耗品費を計上したもの。

2 平成29年12月期は、仮払金として処理され、平成30年12月期に商品勘定及び仮払消費税勘定に振り替えられたもの。

平成30年12月期

【単位：円】

順号	店舗等	購入品等	計上科目	計上金額
1	[REDACTED]	時計、宝石、貴金属製品等	商 品	186,985,792
2	[REDACTED] 等	紳士用衣類、婦人用小物等	交際接待費	10,480,267
3	[REDACTED]	ホットカーペット、折りたたみハンガー等	消耗品費	36,849
4	[REDACTED]	動物病院での診療費	雑 費	94,320
5		順号1～4に係る消費税等	仮払消費税	15,807,780
6	[REDACTED]	宝 石 等	仮払金(注)	2,150,000
合 計				215,555,008

(注) 平成30年12月期は、仮払金として処理され、令和元年12月期に商品勘定及び仮払消費税勘定に振り替えられたもの。

## 本件各物品の購入及び本件各役務提供の内容

平成28年12月期及び平成28年12月課税期間

【単位：円】

順号	店舗等	購入品等	計上科目	計上金額
1		英会話レッスン	福利厚生費	525,074
2		犬等の治療	福利厚生費	221,880
3		クリーニング	雑費	456,028
4		ボイストレーニング	福利厚生費	1,231,479
5		美顔等の治療	福利厚生費	200,787
6		健康食品	福利厚生費	1,394,199
7		健康食品	福利厚生費	204,630
8	順号1～7に係る消費税等		仮払消費税	338,730
合計				4,572,807

平成29年12月期及び平成29年12月課税期間

【単位：円】

順号	店舗等	購入品等	計上科目	計上金額
1		英会話レッスン	福利厚生費	361,111
2		犬等の治療	福利厚生費	614,653
3		クリーニング	雑費	330,937
4		ボイストレーニング	福利厚生費	1,148,151
5		健康食品	福利厚生費	832,083
6		寝具・衣料品等	雑費	32,382
7	順号1～6に係る消費税等		仮払消費税	265,542
合計				3,584,859

平成30年12月期及び平成30年12月課税期間

【単位：円】

順号	店舗等	購入品等	計上科目	計上金額
1		英会話レッスン	福利厚生費	495,371
2		犬等の治療	福利厚生費	725,149
3		クリーニング	雑費	1,054,427
4		ボイストレーニング	福利厚生費	1,259,260
5		健康食品	福利厚生費	56,100
6		寝具・衣料品等	交際接待費 雑費	239,865 60,173
7		英会話レッスン	福利厚生費	194,445
8		婦人服	雑費	26,926
9	順号1～8に係る消費税等		仮払消費税	328,932
合計				4,440,648

本件各処分の根拠及び適法性

1 本件法人税各更正処分の根拠

5 本件各事業年度における法人税の所得金額及び納付すべき税額等は、別表1「本件各事業年度の法人税の納付すべき税額等」のとおりであり、その算定根拠は、以下のとおりである。

(1) 平成28年12月期

ア 所得金額（別表1⑯欄）

10

8億2033万2437円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 申告所得金額（別表1①欄）

8億1731万8215円

15

上記金額は、原告の平成28年12月期の法人税に係る確定申告書（以下「平成28年12月期の法人税確定申告書」といい、原告の他の確定申告書も事業年度等及び税目に応じて同様に表記する。）別表一（一）「所得金額又は欠損金額」（乙53の1・1枚目・1欄）に記載された金額と同額である。

20

(イ) 所得金額に加算すべき金額（別表1⑥欄）

2億2825万7425円

上記金額は、次のaないしdの金額の合計額である。

a 役員給与の損金不算入額（別表1②欄）

2億2741万4526円

25

上記金額は、原告が平成28年12月期において計上した商品2億1243万8601円（本件振替経理処理により、交際接待費から商品に

5 振り替えたもの)、交際接待費948万5226円、消耗品費91万7  
892円(本件振替経理処理により、交際接待費から消耗品費に振り替  
えたもの)、福利厚生費及び雑費457万2807円の合計金額である  
が、これら費用の額は、副社長が個人的に負担すべき費用であり、副社  
長に対する給与に該当するが、法人税法34条1項各号に掲げる給与の  
いづれにも該当しないため、同項の規定により、損金の額に算入されな  
い金額である。

10 b 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度超過額の損金不算入額  
(別表1③欄)

15 82万5708円

上記金額は、原告の平成28年12月期の法人税確定申告書別表十一  
(一の二)の「実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括  
評価金銭債権の帳簿価額の合計額」に記載された金額59億8780万  
4229円に、次の(a)及び(b)の金額を加算し、(c)の金額を減算した後、  
(d)の金額を控除して繰入限度額を再計算して算出された繰入限度超過  
額であり、損金の額に算入されない金額である。

20 (a) 平成28年12月期末における未収入金の額3058万1928円  
から受取利息の過大額1818万4137円(前訴法人税等各更正処  
分による受取利息の過大額932万7503円(平成25年12月期  
及び平成26年12月期分)及び本件法人税等減額更正処分(第1事  
件)による受取利息の過大額885万6634円(平成27年12月  
期分)の合計額)を減算した金額

25 1239万7791円

(b) 売掛債権等に該当すると認められる立替金の額

4237万4421円

(c) 平成28年12月期末における貸付金の額のうち、平成25年12

月末の貸付金1億1393万4592円及び平成26年12月末の貸付金2億0828万6711円の合計額3億2222万1303円は、前訴各消費税等更正処分等により副社長に対する給与としたため、売掛債権等に該当しない金額である。

5

3億2222万1303円

(d) 副社長に対する売掛債権等のうち、後記(ウ)bの税込金額1万8000円及び後記(ウ)dの受取利息の過大計上額290万7936円の合計額292万5936円は、実質的に債権とみられない金額である。

292万5936円

10

c 雑損失の過大計上額（別表1④欄）

1万7123円

15

上記金額は、平成28年12月期の納付すべき消費税額等の計算に誤りがあったため、控除対象仕入税額等を再計算したところ、雑損失の額として損金の額に算入されていた控除対象外消費税額の額が1万7123円減少したため、平成28年12月期の所得金額に加算すべき金額である。

d 雑収入の計上漏れ（別表1⑤欄）

68円

20

上記金額は、平成28年12月期の前訴各消費税等更正処分等による未払消費税額等の増加額1682万7068円と平成28年12月期の消費税等更正処分による納付税額1682万7000円との差額であるが、当該金額は、雑収入として平成28年12月期の所得金額に加算すべき金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額（別表1⑮欄）

25

2億2524万3203円

上記金額は、次のaないし dの金額の合計額である。

a 役員給与の損金算入額（別表1⑦欄）

2億1354万7932円

上記金額は、平成28年12月期において副社長に対する給与と認められる金額であり、次の(a)ないし(d)の合計額である。

(a) 前記(i) a の商品の金額（本件振替経理処理により、交際接待費から商品に振り替えたもの）

2億1243万8601円

(b) 前記(i) a の交際接待費 948万5226円（税込金額）のうち仮払消費税等に相当する金額

10 70万2609円

(c) 前記(i) a の消耗品費 91万7892円（本件振替経理処理により、交際接待費から消耗品費に振り替えたもの）のうち仮払消費税等に相当する金額

6万7992円

(d) 前記(i) a の福利厚生費及び雑費 457万2807円のうち仮払消費税等に相当する金額

15 33万8730円

b 交際接待費の損金算入額（別表1⑧欄）

20 1万6667円

平成28年12月期に計上された交際接待費のうち、平成28年4月8日に [REDACTED] に支出した商品代金 57万8333円（税抜金額）は、正しくは 59万5000円（税抜金額）であり、当該金額との差額 1万6667円は、交際接待費の計上漏れとして所得金額から減算すべき金額である。

c 交際費等の損金不算入額の過大額（別表1⑨欄）

25 877万0668円



次の(a)及び(b)の合計金額878万7335円は、租税特別措置法6  
1条の4第4項(令和4年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。)  
に規定する交際費等に該当せず、また、上記bの金額1万6667円は、  
同項に規定する交際費等の額に該当するため、原告の平成28年12月  
期の法人税確定申告書別表十五「支出交際費等の額」に記載の金額20  
00万5280円から上記878万7335円を減算し、上記bの1万  
6667円を加算して交際費等の損金不算入額を再計算すると、損金不  
算入額が877万0668円過大となるため、所得金額から減算すべき  
金額である。

(a) 上記イ(a)の副社長に対する給与の額とした金額のうち、交際費等の  
額に該当するとして交際接待費に計上していた金額

878万2617円

(b) 課税売上割合が変動したこと及び共通対応課税仕入れに係る消費税  
額等が減少したことに伴い減少する交際費等に係る控除対象外消費税  
額等の額

4718円

d 受取利息の過大計上額(別表1⑩欄)

290万7936円

副社長に対する平成25年12月期末の貸付金1億1393万459  
2円及び平成26年12月期末の貸付金2億0828万6711円は、  
前訴各消費税等更正処分等により副社長に対する給与と認められるた  
め、当該貸付金は存在せず、これら貸付金に係る貸付利息それぞれ10  
2万8220円及び187万9716円の合計額は益金の額に算入され  
ないため、所得金額から減算すべき金額である。

イ 所得金額に対する法人税額(別表1⑪欄)

1億9534万7348円

上記金額は、次の(ア)の金額と(イ)の金額の合計額である。

(ア) 前記アの所得金額のうち、年800万円以下の部分に相当する金額に対する法人税額

120万円

上記金額は、前記アの金額のうち、800万円に法人税法66条2項（令和2年法律第8号による改正前のもの。以下同じ。）並びに租税特別措置法42条の3の2第1項（平成29年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する税率100分の15を乗じて算出した金額である。

(イ) 前記アの所得金額のうち、年800万円を超える部分に相当する金額に対する法人税額

1億9414万7348円

上記金額は、前記アの金額から、800万円を減算した残額（ただし、国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額）に法人税法66条1項（平成28年法律第15号による改正前のもの）に規定する税率100分の23.9を乗じて算出した金額である。

ウ 控除所得税額等（別表1⑯欄）

1897万0363円

上記金額は、平成28年12月期の法人税確定申告書別表一（一）「法人税額の特別控除額」（乙53の1・1枚目・3欄）と「控除税額」（乙53の1・1枚目・12欄）に記載された金額の合計額と同額である。

エ 差引所得に対する法人税額（別表1⑰欄）

1億7637万6900円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算して算出した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

オ 既に納付の確定した法人税額（別表1⑩欄）

1億7565万6600円

上記金額は、原告の平成28年12月期の法人税確定申告書別表一（一）  
「差し引き所得に対する法人税額」（乙53の1・1枚目・13欄）に記載さ  
れた金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額（別表1⑪欄）

72万0300円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を減算して算出した金額（た  
だし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨て  
た後の金額）である。

(2) 平成29年12月期

ア 所得金額（別表1⑯欄）

29億9472万5220円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した金  
額である。

(ア) 申告所得金額（別表1①欄）

29億9334万4354円

上記金額は、原告の平成29年12月期の法人税確定申告書別表一（一）  
「所得金額又は欠損金額」（乙53の2・1枚目・1欄）に記載された金額  
と同額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額（別表1⑥欄）

3億0086万6666円

上記金額は、次のaないじcの金額の合計額である。

a 役員給与の損金不算入額（別表1②欄）

2億9873万8112円

上記金額は、原告が平成29年12月期法人税確定申告書において計

上した商品 2 億 5 0 8 9 万 8 9 4 0 円（本件振替経理処理により、仮払金から商品に振り替えたもの）、商品 8 6 4 万円（平成 30 年 1 2 月期の本件振替経理処理により、仮払金から商品に振り替えたもの）、交際費 3 5 5 1 万 4 3 1 3 円、消耗品費 1 0 万円（本件振替経理処理により仮払金から消耗品費に振り替えたもの）、福利厚生費及び雑費 3 5 8 万 4 8 5 9 円の合計額であるが、これら費用の額は、副社長が個人的に負担すべき費用であり、副社長に対する給与に該当するが、法人税法 34 条 1 項各号に掲げる給与のいずれにも該当しないため、同項の規定により、損金の額に算入されない金額である。

b 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度超過額の損金不算入額  
(別表 1③欄)

197 万 148 7 円

上記金額は、平成 29 年 1 2 月期の法人税確定申告書に添付された別表十一（一の二）の「実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額」に記載された金額 7 2 億 2 1 1 0 万 1 4 5 3 円に、次の(a)及び(b)の金額を加算し、(c)の金額を減算した後、(d)の金額を控除して繰入限度額を再計算して算出された繰入限度超過額であり、損金額の額に算入されない金額である。

(a) 平成 29 年 1 2 月期末における未収入金の額 8 4 2 2 万 1 8 6 7 円  
から受取利息の過大額 1 8 1 8 万 4 1 3 7 円（前訴法人税等各更正処分による受取利息の過大額 9 3 2 万 7 5 0 3 円（平成 25 年 1 2 月期及び平成 26 年 1 2 月期分）及び本件法人税等減額更正処分（第 1 事件）による受取利息の過大額 8 8 5 万 6 6 3 4 円（平成 27 年 1 2 月期分）の合計額）を減算した金額

6 6 0 3 万 7 7 3 0 円

(b) 売掛債権等に該当すると認められる立替金の額

4375万9375円

(c) 平成29年12月期末における貸付金の額のうち、平成25年12月期末の貸付金1億1393万4592円及び平成26年12月期末の貸付金2億0828万6711円の合計額3億2222万1303円は、前記各消費税等更正処分等により副社長に対する給与としたため、売掛債権等に該当しない金額である。

3億2222万1303円

(d) 副社長に対する売掛債権等のうち、前記(1)ア(イ)b(d)の292万5936円及び後記(ウ)cの受取利息の過大計上額289万9991円の合計額582万5927円は、実質的に債権とみられない金額である。

582万5927円

c 雑損失の過大計上額（別表1④欄）

15万7067円

上記金額は、平成29年12月期の納付すべき消費税額等の額の計算に誤りがあったため、控除対象仕入税額等を再計算したところ、雑損失の額として損金の額に算入されていた控除対象外消費税額の額が15万7067円減少したため、平成29年12月期の所得金額に加算すべき金額である。

(ウ) 所得金額から減算すべき金額（別表1⑮欄）

2億9948万5800円

上記金額は、次のaないしgの金額の合計額である。

a 役員給与の損金算入額（別表1⑦欄）

2億6244万2577円

上記金額は、平成29年12月期において副社長に対する給与と認められる金額であり、次の(a)ないし(d)の合計額である。

(a) 前記(イ) a の商品の金額（本件振替経理処理により 2 億 5 089 万 8  
940 円、平成 30 年 12 月期の本件振替経理処理により 864 万円、  
仮払金から商品に振り替えた合計額）

2 億 5 953 万 8940 円

5 (b) 前記(イ) a の交際接待費 3551 万 4313 円（税込金額）のうち仮  
払消費税等に相当する金額

263 万 0688 円

10 (c) 前記(イ) a の消耗品費 10 万円（本件振替経理処理により、仮払金か  
ら消耗品費に振り替えたもの）のうち仮払消費税等に相当する金額

7407 円

(d) 前記(イ) a の福利厚生費及び雑費 358 万 4859 円のうち仮払消  
費税等に相当する金額

26 万 5542 円

b 交際費等の損金不算入額の過大額（別表 1⑨欄）

15 3301 万 9716 円

次の(a)及び(b)の合計金額 3301 万 9716 円は、租税特別措置法  
61 条の4 第4 項に規定する交際費等に該当しないため、原告の平成 2  
9 年 12 月期の法人税確定申告書別表十五「支出交際費等の額」に記載  
の金額 4494 万 4423 円から当該金額を減算して交際費等の損金不  
算入額を再計算すると、損金不算入額が 3301 万 9716 円過大とな  
るため、所得金額から減算すべき金額である。

20

(a) 前記(イ) a の副社長に対する給与の額としたもののうち、交際費等の  
額に該当するとして交際接待費に計上していた金額

3288 万 3625 円

25

(b) 課税売上割合が変動したこと及び共通対応仕入れに係る消費税額等  
が減少したことに伴い減少する交際費等に係る控除対象外消費税額等

13万6091円

c 受取利息の過大計上額（別表1⑩欄）

289万9991円

副社長に対する平成25年12月期末の貸付金1億1393万4592円及び平成26年12月期末の貸付金2億0828万6711円は、前訴各消費税等更正処分等により副社長に対する給与と認められるため、当該貸付金は存在せず、これら貸付金に係る貸付利息102万5411円及び187万4580円の合計額289万9991円は所得金額から減算すべき金額である。

d 平成28年12月期に損金の額に算入した一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の戻入額の益金算入額の過大額（別表1⑪欄）

82万5708円

原告は、平成29年12月期の法人税確定申告書において、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の戻入益として5800万円を益金の額に算入しているが、平成28年12月期の法人税等更正処分により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金82万5708円は繰入限度超過額として損金の額に算入されないため、当該金額は、貸倒引当金の戻入額の益金算入額の過大額として、所得金額から減算すべき金額である。

e 雜損失の損金算入額（別表1⑫欄）

23円

上記金額は、平成29年12月期の法人税等更正処分による未払消費税額等の増加額2133万1677円と平成29年12月課税期間の消費税等更正処分による納付税額2133万1700円との差額であるが、当該金額は、雑損失として所得金額から減算すべき金額である。

f 事業税及び地方法人特別税の損金算入額（別表1⑬欄）

28万9100円

上記金額は、平成28年12月期の法人税等更正処分に伴い、納付すべきこととなる事業税等の増加額であり、所得金額から減算すべき金額である。

g 寄附金の損金不算入額の過大額（別表1⑯欄）

5

8685円

平成29年12月期の法人税確定申告書別表十四（二）の「所得金額仮計」（乙53の2・3枚目・7欄）に記載された金額29億4288万9885円に法人税等更正処分に係る上記金額(イ)の3億0086万6666円を加算し、上記aからfまでの合計金額（2億9947万7115円）を減算して、寄附金の損金不算入額を再計算すると、損金不算入額が8685円過大となるため、所得金額から減算すべき金額である。

10

イ 所得金額に対する法人税額（別表1⑰欄）

15

7億0009万3650円

上記金額は、次の(ア)の金額と(イ)の金額の合計額である。

(ア) 前記アの所得金額のうち、年800万円以下の部分に相当する金額に対する法人税額

20

120万円

上記金額は、前記アの金額のうち、800万円に法人税法66条2項並びに租税特別措置法42条の3の2第1項に規定する税率100分の15を乗じて算出した金額である。

(イ) 前記アの所得金額のうち、年800万円を超える部分に相当する金額に対する法人税額

25

6億9889万3650円

上記金額は、前記アの金額から、800万円を減算した残額（国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額）に法人税法66条1項（令和4年法律第71号による改正前のもので、

平成28年法律第15号改正附則26条適用後のもの)に規定する税率100分の23.4を乗じて算出した金額である。

ウ 控除所得税額等(別表1⑯欄)

3324万6606円

上記金額は、平成29年12月期の法人税確定申告書別表一(一)「法人税額の特別控除額」(乙53の2・1枚目・3欄)と「控除税額」(乙53の2・1枚目・12欄)に記載された金額の合計額と同額である。

エ 差引所得に対する法人税額(別表1⑰欄)

6億6684万7000円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算して算出した金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額)である。

オ 既に納付の確定した法人税額(別表1⑯欄)

6億6652万3800円

上記金額は、原告の平成29年12月期の法人税確定申告書別表一(一)「差引所得に対する法人税額」(乙53の2・1枚目・13欄)に記載された金額と同額である。

カ 差引納付すべき法人税額(別表1⑰欄)

32万3200円

上記金額は、前記エの金額から前記オの金額を減算した金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後の金額)である。

2 本件地方法人税各更正処分の根拠

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各課税事業年度における地方法人税の課税標準となる法人税額及び納付すべき税額等は、別表2「本件各課税事業年度の地方法人税の納付すべき税額等」のとおりであり、その算定根拠は、以下

のとおりである。

(1) 平成28年12月課税事業年度

ア 地方法人税の課税標準となる法人税額（別表2③欄）

1億9288万円

上記金額は、地方法人税法9条の規定により計算される金額であり、前記1(1)イの金額から法人税の特別控除額（別表2②）を控除した金額（国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

イ 差引地方法人税額（別表2⑥欄）

848万6700円

上記金額は、前記アの金額に、地方法人税法10条に規定する税率100分の4.4を乗じて算出した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

ウ 既に納付の確定した地方法人税額（別表2⑦欄）

845万4900円

上記金額は、平成28年12月課税事業年度の地方法人税確定申告書別表一（一）「差引地方法人税額」（乙53の1・1枚目・40欄）に記載された金額と同額である。

エ 差引納付すべき地方法人税額（別表2⑧欄）

3万1800円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算して算出した金額である。

(2) 平成29年12月課税事業年度

ア 地方法人税の課税標準となる法人税額（別表2③欄）

6億9715万1000円

上記金額は、地方法人税法9条の規定により計算される金額であり、前記

1 (2) イの金額から法人税の特別控除額（別表2②）を控除した金額（国税通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

イ 差引地方法人税額（別表2⑥欄）

5

3067万4600円

上記金額は、前記アの金額に、地方法人税法10条に規定する税率100分の4.4を乗じて算出した金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

ウ 既に納付の確定した地方法人税額（別表2⑦欄）

10

3066万0300円

上記金額は、平成29年12月課税事業年度の地方法人税確定申告書別表一（一）「差引地方法人税額」（乙53の2・1枚目・40欄）に記載された金額と同額である。

エ 差引納付すべき地方法人税額（別表2⑧欄）

15

1万4300円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を減算して算出した金額である。

3 本件消費税等各更正処分の根拠

本件各更正処分の消費税等の課税標準額等及び税額等は、次のとおりである。

20

(1) 平成27年12月課税期間

ア 課税標準額（別表3⑦欄）

769億1075万9000円

上記金額は、原告の本件課税期間消費税等確定申告書（乙25・1枚目）の①「課税標準額」欄に記載された金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表3⑧欄）

25

48億4537万7817円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 0円

(イ) 税率6.3パーセント適用分 48億4537万7817円

上記金額は、本件消費税等確定申告書(乙25・1枚目)の②「消費税額」欄に記載された金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額(別表3⑪「合計」欄)

816億9227万8142円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 359万5410円

上記金額は、本件消費税等確定申告書の付表2-(2)の課税仕入れに係る支払対価の額(税率4パーセント適用分)欄(乙25・3枚目⑧「税率4パーセント適用分」欄)に記載された金額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 816億8868万2732円

上記金額は、本件消費税等確定申告書の付表2-(2)の課税仕入れに係る支払対価の額(税率6.3パーセント適用分)欄(乙25・3枚目⑧「税率6.3パーセント適用分」欄)に記載された金額819億1900万2007円から、本件処分により課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない額とされた本件支出額(2億3031万9275円)を減算した金額である。

なお、本件支出額のうち、本件各購入品①のうち宝石・貴金属等の宝飾品及び衣類、呉服、婦人用の鞄及び靴、紳士物のネクタイ等(以下、別紙10において「本件商品」という。)の代金等の金額は、課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに係る支払対価の額であり、また、本件交際接待費の金額及び本件福利厚生費等の金額は、いずれも課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額である。

工 課税仕入れに係る消費税額(別表3⑫「合計」欄)

47億6531万0127円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 13万6968円

上記金額は、前記ウ(ア)の金額に105分の4を乗じて算出した額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 47億6517万3159円

上記金額は、前記ウ(イ)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

オ 控除対象仕入税額(別表3⑯「合計」欄)

47億6139万2635円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 13万6244円

上記金額は、原告の本件課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき、前記エ(ア)の金額のうち課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額である原告が本件消費税等確定申告書において当該税額とした金額0円(乙25・3枚目⑯「税率4%適用分」欄、別表3⑬「税率4%適用分」欄)に、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額である原告が本件消費税等確定申告書において当該税額とした金額13万6968円(乙25・3枚目⑯「税率4%適用分」欄、別表3⑭「税率4%適用分」欄)に課税売上割合99.471781365751パーセント(別表3⑥欄)を乗じて計算した金額13万6244円を加算した金額である。

なお、上記課税売上割合は、原告が本件消費税等確定申告書において非課税売上額とした金額4億1727万2383円(乙25・3枚目⑥欄)から、本件振替経理処理により貸付金とした金額に係る受取利息の額885万6634円を減算した金額4億0841万5749円(別表3④欄)

を非課税売上額としたところにより算定した割合である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 47億6125万6391円

上記金額は、原告の本件課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき、前記エ(イ)の金額のうち課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額45億6368万0552円（原告が本件消費税等確定申告書において当該税額とした金額45億7634万2759円（乙25・3枚目⑯「税率6.3%適用分」欄、別表3⑬「税率6.3%適用分」欄）から、課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに係る支払対価の額である本件商品代金等の金額2億1706万6404円の消費税額である当該金額に108分の6.3を乗じて算出した金額1266万2207円を差し引いた金額。別表3⑭「税率6.3%適用分」欄））に、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額1億9862万5014円（原告が本件消費税等確定申告書において当該税額とした金額1億9939万8098円（乙25・3枚目⑯「税率6.3%適用分」欄、別表3⑭「税率6.3%適用分」欄）から、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額である本件交際接待費の金額及び本件福利厚生費等の金額の合計額1325万2871円の消費税額である当該金額に108分の6.3を乗じて算出した金額77万3084円を差し引いた金額。別表3⑭「税率6.3%適用分」欄）に課税売上割合99.471781365751パーセント（別表3⑥欄）を乗じて計算した金額1億9757万5839円を加算した金額である。

なお、課税売上割合は前記(ア)と同内容である。

カ 納付すべき消費税額(別表3⑰「合計」欄)

8398万5100円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額（ただし、国税通則法119

条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。)である。

(7) 税率4パーセント適用分 マイナス13万6244円

上記金額は、前記イ(ア)の金額から前記才(ア)の金額を差し引いた金額である。

(8) 税率6.3パーセント適用分 8412万1426円

上記金額は、前記イ(イ)の金額から前記才(イ)の金額を差し引いた金額である。

キ 既に納付の確定した消費税額(別表3⑩欄)

7057万6700円

上記金額は、本件消費税等確定申告書(乙25・1枚目)の「差引税額」⑨欄に記載された金額である。

ク 差引納付すべき消費税額(別表3⑯欄)

1340万8400円

上記金額は、前記カの金額から前記キの金額を差し引いた後の金額である。

ケ 納付すべき譲渡割額(別表3⑰「合計」欄)

2266万5300円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの。)である。

(ア) 税率4パーセント適用分 マイナス3万4061円

上記金額は、地方消費税の課税標準である前記カ(ア)の金額に100分の25を乗じた金額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 2269万9432円

上記金額は、地方消費税の課税標準である前記カ(イ)の金額に63分の17を乗じた金額である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額(別表3⑱欄)

1904万7200円

上記金額は、本件消費税等確定申告書（乙25・1枚目）の②「納税額」欄に記載された金額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額（別表3⑪欄）

5

361万8100円

上記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を差し引いた後の金額である。

シ 差引納付すべき消費税等の合計税額（別表3⑫欄）

1702万6500円

上記金額は、前記クの金額と前記サの金額との合計金額である。

10

(2) 平成28年12月課税期間

ア 課税標準額（別表4①「合計」欄）

705億1543万円

上記金額は、原告の平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の1・1枚目）の①「課税標準額」欄に記載された金額である。

15

イ 課税標準額に対する消費税額（別表4②「合計」欄）

44億4247万2090円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 0円

(イ) 税率6.3パーセント適用分 44億4247万2090円

20

上記金額は、原告の平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の1・1枚目）の②「消費税額」欄に記載された金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額（別表5⑨「合計」欄）

747億6784万9747円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

25

(ア) 税率4パーセント適用分 3075万0510円

上記金額は、原告の平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書の

付表2-(2)の課税仕入れに係る支払対価の額(税率4パーセント適用分)欄(乙54の1・3枚目⑧「税率4パーセント適用分」欄)に記載された金額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 747億3709万9237円

上記金額は、原告の平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書の付表2-(2)の課税仕入れに係る支払対価の額(税率6.3パーセント適用分)欄(乙54の1・3枚目⑧「税率6.3パーセント適用分」欄)に記載された金額749億6449万5763円から副社長に対する給与(課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない額)とされた2億2739万6526円(別表6参照)を減算した金額である。

なお、原告は、当該減算した金額のうち商品として経理処理された金額を課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに係る支払対価の額、交際接待費及び消耗品費等として経理処理された金額をいずれも課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

エ 課税仕入れに係る消費税額(別表5⑩「合計」欄)

43億6083万5570円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 117万1448円

上記金額は、前記ウ(ア)の金額に105分の4を乗じて算出した額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 43億5966万4122円

上記金額は、前記ウ(イ)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

オ 控除対象仕入税額(別表5⑩「合計」欄、別表4④「合計」欄)

43億5670万9571円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 93万8418円

上記金額は、原告の平成28年12月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき算出した税率4%適用分に係る控除対象仕入税額である。

これは、前記エ(ア)の金額のうち課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額として原告が平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書に記載した84万4200円（乙54の1・3枚目⑯「税率4%適用分」欄、別表5⑪「税率4%適用分」欄）及び課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額として原告が平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書に記載した9万4848円（乙54の1・3枚目⑰「税率4%適用分」欄、別表5⑭「税率4%適用分」欄）に課税売上割合99.336215113パーセント（別表5⑥「合計」欄）を乗じた金額9万4218円との合計額である。

なお、上記課税売上割合は、原告が平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書において非課税売上額とした金額4億7373万7210円（乙54の1・3枚目⑥欄）から、本件振替経理処理により貸付金とした金額に係る受取利息の額290万7936円を減算した金額4億7082万9247円を非課税売上額としたところにより算定した割合である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 43億5577万1153円

上記金額は、原告の平成28年12月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき算出した税率6.3%適用分に係る控除対象仕入税額である。

これは、前記エ(イ)の金額のうち課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額41億6913万6636円（原告が平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書において、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入

5 れの税額として記載した金額41億8152万8887円（乙54の1・3枚目⑯「税率6.3%適用分」欄、別表5⑫「税率6.3%適用分」欄）から副社長に対する給与とされた商品として経理処理された金額2億12  
43万8601円（税込金額）に108分の6.3を乗じて算出した消費  
税額1239万2251円を差し引いた金額。別表5⑪欄「税率6.3%  
適用分」欄）及び課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡  
等に共通して要する課税仕入れの税額1億8788万1647円（原告が  
平成28年12月課税期間消費税等確定申告書において、課税資産の譲渡  
等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの  
税額として記載した金額1億8875万4192円（乙54の1・3枚目  
⑰「税率6.3%適用分」欄、別表5⑯「税率6.3%適用分」欄）から副  
社長に対する給与とされた交際接待費及び消耗品費等として経理処理され  
た金額の合計額1497万5925円（税込金額）に108分の6.3を  
乗じて算出した消費税額87万2545円を差し引いた金額。別表5⑭欄  
「税率6.3%適用分」欄）に課税売上割合99.336215113パ  
ーント（別表5⑥「合計」欄）を乗じた金額1億8663万4517円  
との合計額である。

#### 力 納付すべき消費税額（別表4⑩「合計」欄）

8576万2500円

20 上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額（ただし、国税通則法119条  
1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 税率4パーセント適用分 マイナス93万8418円

上記金額は、前記イ(ア)の金額から前記オ(ア)の金額を差し引いた金額で  
ある。

25 (イ) 税率6.3パーセント適用分 8670万0937円

上記金額は、前記イ(イ)の金額から前記オ(イ)の金額を差し引いた金額で

ある。

キ 既に納付の確定した消費税額(別表4⑪「合計」欄)

7251万1200円

上記金額は、平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書(乙54の1・1枚目)の「差引税額」⑨欄に記載された金額である。

ク 差引納付すべき消費税額(別表4⑫「合計」欄)

1325万1300円

上記金額は、前記カの金額から前記キの金額を差し引いた後の金額である。

ケ 納付すべき譲渡割額(別表4⑯「合計」欄)

2316万0800円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの)である。

(ア) 税率4パーセント適用分 マイナス23万4604円

上記金額は、地方消費税の課税標準である93万8418円(別表4⑬「合計」欄)の金額に100分の25を乗じた金額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 2339万5490円

上記金額は、地方消費税の課税標準である8670万0937円の金額(別表4⑭欄)に63分の17を乗じた金額である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額(別表4⑯「合計」欄)

1958万5100円

上記金額は、平成28年12月課税期間の消費税等確定申告書(乙54の1・1枚目)の⑩「納税額」欄に記載された金額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額(別表4⑯「合計」欄)

357万5700円

上記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を差し引いた後の金額である。

シ 差引納付すべき消費税等の合計税額(別表4⑯「合計」欄)

1682万7000円

上記金額は、前記クの金額と前記サの金額との合計金額である。

(3) 平成29年12月課税期間

ア 課税標準額（別表7①「合計」欄）

1081億7868万6000円

上記金額は、原告の平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の2・1枚目）の①「課税標準額」欄に記載された金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額（別表7②欄）

68億1525万7218円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 0円

(イ) 税率6.3パーセント適用分 68億1525万7218円

上記金額は、平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の2・1枚目）の②「消費税額」欄に記載された金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額（別表8⑨「合計」欄）

1190億1685万7442円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 62億0461万3613円

上記金額は、平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書の付表2-（2）の課税仕入れに係る支払対価の額（税率4パーセント適用分）欄（乙54の2・3枚目⑧「税率4パーセント適用分」欄）に記載された金額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 1128億1224万3829円

上記金額は、平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書の付表2-（2）の課税仕入れに係る支払対価の額（税率6.3パーセント適用分）欄（乙54の2・3枚目⑧「税率6.3パーセント適用分」欄）に記載された

金額1131億0234万1941円から副社長に対する給与（課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない額）とされた2億9009万8112円（別表6参照）を減算した金額である。

なお、原告は、当該減算した金額のうち商品として経理処理された金額を課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに係る支払対価の額、交際接待費及び消耗品費等として経理処理された金額をいずれも課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

## 工 課税仕入れに係る消費税額（別表8⑩「合計」欄）

68億1708万0455円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 2億3636万6232円

上記金額は、前記ウ(ア)の金額に105分の4を乗じて算出した額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 65億8071万4223円

上記金額は、前記ウ(イ)の金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

## オ 控除対象仕入税額（別表8⑯「合計」欄、別表7④「合計」欄）

67億0803万0555円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の金額の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 2億2146万0176円

上記金額は、原告の平成29年1~2月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき算出した税率4%適用分に係る控除対象仕入税額である。

これは、前記エ(ア)の金額のうち課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額として原告が平成29年1~2月課税期間消費税等確定申告書に記

載した2億195.1万4856円（乙54の2・3枚目⑯「税率4%適用分」欄、別表8⑪「税率4%適用分」欄）及び課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額として原告が平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書に記載した205万1376円（乙54の2・3枚目⑰「税率4%適用分」欄、別表8⑭「税率4%適用分」欄）に課税売上割合94.830039637パーセント（別表8⑥欄）を乗じた金額194万5320円との合計額である。なお、上記課税売上割合は、原告が平成29年12月課税期間消費税等確定申告書において非課税売上額とした金額59億0097万3941円（乙54の2・3枚目⑥欄）から、本件振替経理処理により貸付金とした金額に係る受取利息の額289万9991円を減算した金額58億9807万3950円を非課税売上額としたところにより算定した割合である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 64億8657万0379円

上記金額は、原告の平成29年12月課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき算出した税率6.3%適用分に係る控除対象仕入税額である。

これは、前記エ(イ)の金額のうち課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額62億7535万1245円（原告が平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書において、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額として記載した金額62億8998万7017円（乙54の2・3枚目⑯「税率6.3%適用分」欄、別表8⑫「税率6.3%適用分」欄）から副社長に対する給与とされた商品として経理処理された金額2億5089万8940円（税込金額）に108分の6.3を乗じて算出した消費税額1463万5772円を差し引いた金額。別表8⑪「税率6.3%適用分」欄）及び課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額2億273万4415円（原告が平

成29年12月課税期間消費税等確定申告書において、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額として記載した金額2億2502万1033円（乙54の2・3枚目⑯「税率6.3%適用分」欄、別表8⑮「税率6.3%適用分」欄）から副社長に対する給与とされた交際接待費及び消耗品費等として経理処理された金額の合計額3919万9172円（税込金額）に108分の6.3を乗じて算出した消費税額228万6618円を差し引いた金額。別表5⑭「税率6.3%適用分」欄）に課税売上割合94.830039637パーセント（別表8⑯「合計」欄）を乗じた金額2億1121万9132円との合計額である。

カ 納付すべき消費税額（別表7⑩「合計」欄）

1億0722万6600円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額（ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 税率4パーセント適用分 マイナス2億2146万0176円

上記金額は、前記イ(ア)の金額から前記オ(ア)の金額を差し引いた金額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 3億2868万6839円

上記金額は、前記イ(イ)の金額から前記オ(イ)の金額を差し引いた金額である。

キ 既に納付の確定した消費税額（別表7⑪「合計」欄）

9042万7900円

上記金額は、平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の2・1枚目）の「差引税額」⑨欄に記載された金額である。

ク 差引納付すべき消費税額（別表7⑫「合計」欄）

1679万8700円

上記金額は、前記カの金額から前記キの金額を差し引いた後の金額である。

ケ 納付すべき譲渡割額（別表7⑩「合計」欄）

3332万8200円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの）である。

(ア) 税率4パーセント適用分 マイナス5536万5044円

上記金額は、地方消費税の課税標準であるマイナス2億2146万0176円に100分の25を乗じた金額である。

(イ) 税率6.3パーセント適用分 8869万3274円

上記金額は、地方消費税の課税標準である3億2868万6839円に63分の17を乗じた金額である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額（別表7⑪「合計」欄）

2879万5200円

上記金額は、平成29年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の2・1枚目）の⑩「納税額」欄に記載された金額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額（別表7⑫「合計」欄）

453万3000円

上記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を差し引いた後の金額である。

シ 差引納付すべき消費税等の合計税額（別表7⑬「合計」欄）

2133万1700円

上記金額は、前記クの金額と前記サの金額との合計金額である。

(4) 平成30年12月課税期間

ア 課税標準額（別表9①「合計」欄）

1255億4904万3000円

上記金額は、原告の平成30年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の3・1枚目）の①「課税標準額」欄に記載された金額である。



イ 課税標準額に対する消費税額（別表9②「合計」欄）

79億0958万9709円

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額（別表10⑨「合計」欄）

1336億2050万6669円

上記金額は、平成30年12月課税期間の消費税等確定申告書の付表2-(2)の課税仕入れに係る支払対価の額（税率6.3パーセント適用分）欄（乙5.4の3・3枚目⑧「税率6.3パーセント適用分」欄）に記載された金額（別表10⑦欄）1338億4699万2325円から副社長に対する給与（課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない額）とされた2億1784万5656円を減算した金額である。

15

なお、原告は、当該減算した金額のうち商品として経理処理された金額を課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに係る支払対価の額、交際接待費及び消耗品費等として経理処理された金額をいずれも課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに係る支払対価の額としていた。

エ 課税仕入れに係る消費税額（別表10⑩「合計」欄）

77億9452万9555円

上記金額は、前記ウの金額に108分の6.3を乗じて算出した金額である。

20

オ 控除対象仕入税額（別表10⑯「合計」欄、別表9⑦「合計」欄）

77億8125万5182円

上記金額は、原告の本件課税期間における課税売上高が5億円を超えるため、消費税法30条2項の規定に基づき算出した対象仕入税額である。

25

これは、前記ウの金額のうち課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額75億6827万0140円（原告が平成30年12月課税期間の消費税等確定申告書において、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額

として記載した 75 億 8055 万 4245 円（乙 54 の 3・3 枚目⑯「税率 6.3% 適用分」欄、別表 10 ⑫「税率 6.3% 適用分」欄）から副社長に対する給与とされた商品として経理処理された金額 2 億 1058 万 4656 円（税込金額）に 108 分の 6.3 を乗じて算出した消費税額 1228 万 4105 円を差し引いた金額。別表 10 ⑪ 欄「税率 6.3% 適用分」欄）及び課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額 2 億 1480 万 7480 円（原告が平成 30 年 12 月課税期間の消費税等確定申告書において、課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れの税額として記載した金額 2 億 1573 万 5038 円（乙 54 の 3・2 枚目⑰「税率 6.3% 適用分」欄、別表 10 ⑮「税率 6.3% 適用分」欄）から副社長に対する給与とされた交際接待費及び消耗品費等として経理処理された金額の合計額 1590 万 1000 円（税込金額）に 108 分の 6.3 を乗じて算出した消費税額 92 万 7558 円を差し引いた金額。別表 10 ⑭「税率 6.3% 適用分」欄）に課税売上割合 99.151595141 パーセント（別表 10 ⑥「合計」欄）を乗じた金額 2 億 1298 万 5042 円との合計額である。

カ 納付すべき消費税額（別表 9 ⑩「合計」欄）

1 億 2833 万 4500 円

上記金額は、前記イの金額から前記オの金額を差し引いた金額（ただし、国税通則法 119 条 1 項の規定に基づき、100 円未満を切り捨てた後のもの）である。

キ 既に納付の確定した消費税額（別表 9 ⑪「合計」欄）

1 億 1513 万 5600 円

上記金額は、平成 30 年 12 月課税期間の消費税等確定申告書（乙 54 の 3・1 枚目）の「差引税額」⑨ 欄に記載された金額である。

ク 差引納付すべき消費税額（別表 9 ⑫「合計」欄）

1319万8900円

上記金額は、前記カの金額から前記キの金額を差し引いた後の金額である。

ケ 納付すべき譲渡割額（別表9⑯「合計」欄）

3462万9900円

上記金額は、地方消費税の課税標準である1億2833万4500円の金額（別表2⑮欄）に63分の17を乗じた金額（ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき、100円未満を切り捨てた後のもの）である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額（別表9⑯「合計」欄）

3106万8300円

上記金額は、平成30年12月課税期間の消費税等確定申告書（乙54の3・1枚目）の⑯「納税額」欄に記載された金額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額（別表9⑯「合計」欄）

356万1600円

上記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を差し引いた後の金額である。

シ 差引納付すべき消費税等の合計税額（別表9⑰「合計」欄）

1676万0500円

上記金額は、前記クの金額と前記サの金額との合計金額である。

#### 4 本件各更正処分の適法性

##### (1) 本件法人税各更正処分の適法性

被告が、本件訴訟において主張する原告の本件各事業年度における法人税の所得金額及び納付すべき法人税額等は、前記1のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件法人税各更正処分の各金額（別表11・各事業年度の「更正処分等」欄、各事業年度の「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄）と同額であるから、本件法人税各更正処分は適法である。

##### (2) 本件地方法人税各更正処分の適法性

被告が、本件訴訟において主張する原告の本件各事業年度における地方法人

税の課税標準法人税額及び納付すべき地方法人税額は、前記2のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも本件地方法人税各更正処分の各金額（別表12・各課税事業年度の「更正処分等」欄、「課税標準法人税額」欄及び「納付すべき税額」欄）と同額であるから、本件地方法人税各更正処分は適法である。

### 5 (3) 本件消費税等各更正処分の適法性

被告が、本件訴訟において主張する原告の本件各課税期間における消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の合計額は、前記3のとおりであるところ、これらの金額はいずれも本件消費税等各更正処分の各金額（別表13-1、13-2・各課税期間の「更正処分等」欄、各課税期間の「課税標準額」欄及び「納付すべき（地方）消費税額」欄）と同額であるから、本件消費税等各更正処分は適法である。

## 5 本件各納税告知処分の根拠及び適法性

### (1) 本件各納税告知処分の根拠

本件商品に係る各購入等の額は、原告から副社長に対する所得税法28条1項に規定する給与等の額に該当し、本件商品の購入等により副社長に利益が移転することにより、同法183条1項の「支払」があったと認められことから、その支払の際に所得税法183条1項及び復興財源確保法28条1項の規定により支払金額について所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する必要がある。

したがって、別表15のとおり、所得税法185条及び復興財源確保法29条に基づき、各支払年月の「支払金額」（乙第42号証の別表1-1ないし別表8までの「税込金額」欄の各金額について同表の「利用日」欄の年月ごとに合計した別表9-2の「支払金額計 別表1-1~8 合計」欄の各支払年月の金額のこと。）欄の金額を、「役員報酬の額」欄の金額に加算し、源泉徴収税額表の甲欄を適用して算出した源泉徴収税額から、原告が既に納付した金額を控除すると、「納付すべき源泉所得税等の額」欄の金額が源泉徴収し、納付す

べき金額となる。

## (2) 本件各納税告知処分の適法性

被告が、本件訴訟において主張する原告が副社長から徴収し納付すべき各支払年月分の源泉所得税等の額は、前記(1)のとおりであるところ、これらの金額は、いずれも別表14の「納税告知処分（源泉所得税等の額）」欄と同額であるから、本件各納税告知処分はいずれも適法である。

なお、本件商品の購入代金の金額のうち、平成28年11月分以前の購入等については、時効による徴収権の消滅により本件各納税告知処分の対象とされおらず、また、具体的な支払日の確定ができない等の理由により、本件各納税告知処分において副社長の給与とした金額は、本件法人税等各更正処分にかかる本件商品の購入代金の金額を下回る。つまり、本件各納税告知処分は、法定納期限ごとに1件の処分（原告においては毎月の処分）としてされるものであるところ、上記の理由に基づき本件各納税告知処分の対象となった額が本件商品の購入代金の金額を下回ることをもって、本件各納税告知処分が違法となるものではない。

## 6 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

国税通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、その納税者に対し、その更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、同条2項は、同条1項の規定に該当する場合において、更正により納付すべき税額が、その国税に係る同条3項2号に規定する期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同条1項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする旨規定している。

本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各更正処分により新

たに納付すべき法人税額、地方法人税額及び消費税等の合計額の計算の基礎となつた事実のうち、本件各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかつたことにつき、国税通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるという事実関係は認められない。

5 また、国税通則法67条1項は、源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、当該納税者から、納税の告知に係る税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する旨規定している。

10 さらに、本件各納税告知処分は適法であるところ、原告が本件各納税告知処分に係る源泉所得税等の額を法定納期限までに納付しなかつたことについて国税通則法67条1項ただし書にいう「正当な理由」があると認められるものはない。

したがつて、本件各更正処分に伴つて原告に賦課される過少申告加算税の額は、それぞれ次の(1)及び(2)のとおりであり、別表11、別表13-1、13-2の各「過少申告加算税の額」欄と同額であり、また、本件各納税告知処分に伴つて原告に賦課される不納付加算税の額は次の(3)のとおりであり、別表14の各「賦課決定処分(不納付加算税の額)」欄と同額であるから、本件各賦課決定は適法である。

#### (1) 本件法人税各賦課決定処分の根拠

##### ア 平成28年12月期

20 平成28年12月期の法人税の更正処分に伴つて原告に賦課される過少申告加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき法人税額72万円(別表1「差引納付すべき法人税額」②欄。ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記イにおいて同じ。)に100分の10の割合を乗じて算出した7万2000円である。

##### イ 平成29年12月期

平成29年12月期の法人税の更正処分に伴つて原告に賦課される過少申

告加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき法人税額 32万円（別表1「差引納付すべき法人税額」②欄）に100分の10の割合を乗じて算出した3万2000円である。

## （2）本件消費税等各賦課決定処分の根拠

### ア 平成27年12月課税期間

平成27年12月課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に賦課される過少申告加算税の額は、当該更正処分により納付すべき消費税等の合計税額1702万円（前記3（1）シ）。ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表3④欄）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額170万2000円（別表3④欄）である。

### イ 平成28年12月課税期間

平成28年12月課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に賦課される過少申告加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計税額1682万円（別表4「納付すべき消費税等の合計額」欄。ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記ウ及びエにおいて同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した168万2000円である。

### ウ 平成29年12月課税期間

平成29年12月課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に賦課される過少申告加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計税額2133万円（別表7「納付すべき消費税等の合計額」②欄）に100分の10の割合を乗じて算出した213万3000円である。

### エ 平成30年12月課税期間

平成30年12月課税期間の消費税等の更正処分に伴って原告に賦課される過少申告加算税の額は、当該更正処分により新たに納付すべき消費税等の

合計税額1676万円（別表9「納付すべき消費税等の合計額」②欄）に100分の10の割合を乗じて算出した167万6000円である。

(3) 本件各源泉賦課決定処分の根拠

5 本件各納税告知処分に伴って賦課される不納付加算税の額は、納付すべき各年月分の所得税及び復興特別所得税の額（ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した別表15「不納付加算税の額」欄の金額である。

以上

別表 1

## 本件各事業年度の法人税の納付すべき税額等

【単位：円】

区分		順号	平成28年12月期	平成29年12月期
申告所得金額		①	817,318,215	2,993,344,354
加算	役員給与の損金不算入額	②	227,414,626	298,738,112
	一括評価金戻債権に係る 貸倒引当金の 総入限度超過額	③	825,708	1,971,487
	雑損失の過大計上額	④	17,123	157,067
	雑収入の計上漏れ	⑤	68	0
	計(②+③+④+⑤)	⑥	228,257,425	300,866,666
減算	役員給与の損金算入額	⑦	213,547,932	262,442,577
	交際接待費の損金算入額	⑧	16,667	0
	交際費等の損金不算入額の過大額	⑨	8,770,668	33,019,716
	受取利息の過大計上額	⑩	2,907,936	2,899,991
	前事業年度で損金に算入したる額 一括評価金戻債権に係る 貸倒引当金の 総入限度超過額	⑪	0	825,708
	雑損失の損金算入額	⑫	0	23
	事業税等の損金算入額	⑬	0	289,100
	寄附金の損金不算入額の過大額	⑭	0	8,685
	計(⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	⑮	225,243,203	299,485,800
所得金額(①+⑥-⑮)		⑯	820,332,437	2,994,725,220
所得金額に対する法人税額		⑰	195,347,348	700,093,650
控除所得税額等		⑱	18,970,363	33,246,606
納付すべき法人税額(⑰-⑱)		⑲	176,376,900	666,847,000
既に納付の確定した法人税額		⑳	175,656,600	666,523,800
差引納付すべき法人税額 (⑲-⑳)		㉑	720,300	323,200

(注) 「納付すべき法人税額」欄及び「差引納付すべき法人税額」欄は、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

## 別表2

## 本件各課税事業年度の地方法人税の納付すべき税額等

【単位：円】

区分	順号	平成28年12月期	平成29年12月期
法 人 税 额	①	195,347,348	700,093,650
法 人 税 额 の 特 別 控 除 额	②	2,467,310	2,942,602
課 税 標 準 法 人 税 额	③	192,880,000	697,151,000
地 方 法 人 税 额	④	8,486,720	30,674,644
控 除 税 额	⑤	0	0
納 付 す べ き 地 方 法 人 税 额 ( ④ - ⑤ )	⑥	8,486,700	30,674,600
既 に 納 付 の 確 定 し た 地 方 法 人 税 额	⑦	8,454,900	30,660,300
差 引 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 额 ( ⑥ - ⑦ )	⑧	31,800	14,300

(注) 「納付すべき地方法人税額」欄は、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

別表3

## 平成27年12月課税期間の消費税等の合計税額及び過少申告加算税額

【単位：円】

項目	区分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	合計
課税売上額	①	0	76,910,759,069	76,910,759,069
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	②			276,356
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②)	③			76,911,035,425
非課税売上額	④			408,415,749
資産の譲渡等の対価の額(③+④)	⑤			77,319,451,174
課税売上割合(③/⑤)	⑥			99.471781365751%
課税標準額 (千円未満切捨て)	⑦	0	76,910,759,000	76,910,759,000
課税標準額に対する消費税額 (「税率4%適用分」欄について⑦×4/100) (「税率6.3%適用分」欄について⑦×6.3/100)	⑧	0	4,845,377,817	4,845,377,817
課税仕入れに係る支払対価の額 (更正処分前・税込金額)	⑨	3,595,410	81,919,002,007	81,922,597,417
減算 本件支出金額(税込金額)	⑩	0	230,319,275	230,319,275
差引課税仕入れに係る支払対価の額(⑨-⑩)	⑪	3,595,410	81,688,682,732	81,692,278,142
課税仕入れに係る消費税額 (「税率4%適用分」欄について⑪×4/105) (「税率6.3%適用分」欄について⑪×6.3/105)	⑫	136,968	4,765,173,159	4,765,310,127
⑫のうち、課税売上にのみ要するもの	⑬	0	4,563,680,552	4,563,680,552
⑫のうち、課税売上と非課税売上に共通して要するもの	⑭	136,968	198,625,014	198,761,982
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑬+⑭×⑥)	⑮	136,244	4,761,256,391	4,761,392,635
控除対象仕入税額	⑯	136,244	4,761,256,391	4,761,392,635
納付すべき消費税額(⑧-⑯) (「合計」欄について百円未満切捨て)	⑰	△ 136,244	84,121,426	83,985,100
既に納付の確定した消費税額	⑱			70,576,700
差引納付すべき消費税額(⑰-⑱)	⑲			13,408,400
納付すべき譲渡割額 (「税率4%適用分」欄について⑯×25/100) (「税率6.3%適用分」欄について⑯×17/63) (「合計」欄について百円未満切捨て)	⑳	△ 34,061	22,699,432	22,665,300
既に納付の確定した譲渡割額	㉑			19,047,200
差引納付すべき譲渡割額(㉑-㉒)	㉒			3,618,100
差引納付すべき消費税等の合計税額 (㉑+㉒)	㉓			17,026,500
過少申告加算税対象額 (㉓の1万円未満の端数切捨て)	㉔			17,020,000
過少申告加算税額(㉔×10%)	㉕			1,702,000

別表 4

## 平成28年12月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)
消費税	課税標準額	①	0	70,515,430,000	70,515,430,000
	課税標準額に対する消費税額	②	0	4,442,472,090	4,442,472,090
	控除過大調整税額	③	0	0	0
	控除対象仕入税額 (別表3-2順号⑬欄の金額)	④	938,418	4,355,771,153	4,356,709,571
	控除税額	⑤	0	0	0
	貸倒れに係る税額	⑥	0	0	0
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	938,418	4,355,771,153	4,356,709,571
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	938,418	0	938,418
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	86,700,937	86,700,937
	合計差引税額 (⑨C欄-⑩C欄、100円未満の端数切捨て)	⑩			85,762,500
地方消費税	既に納付の確定した本税額	⑪			72,511,200
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄)	⑫			13,251,300
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	⑬	938,418	0	938,418
	差引税額(⑨)	⑭	0	86,700,937	86,700,937
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭C欄-⑯C欄、100円未満の端数切捨て)	⑮			85,762,500
	譲渡割額	⑯	234,604	0	234,604
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑯C欄-⑰C欄、100円未満の端数切捨て)	⑰			23,160,800
	既に納付の確定した譲渡割額	⑲			19,585,100
	差引納付すべき譲渡割額 (⑰C欄-⑲C欄)	⑳			3,575,700
	納付すべき消費税等の合計額 (⑫+⑳)	㉑			16,827,000

## 別表 5

## 平成28年12月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			70,460,173,193
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			70,460,173,193
確定申告書添付の付表2-(2)⑥欄に記載 された非課税売上額	③			473,737,210
減算 非課税売上額	④			2,907,936
資産の譲渡等の対価の額 (②+③-④)	⑤			70,931,002,467
課税売上割合 (①/⑤)	⑥			99.336215113%
確定申告書添付の付表2-(2)⑧欄に記載 された課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑦	30,750,510	74,964,495,763	74,995,246,273
減算 課税仕入れにならない税込金額	⑧	0	227,396,526	227,396,526
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	30,750,510	74,737,099,237	74,767,849,747
課税仕入れに係る消費税額 (⑨A欄×4/105、⑨B欄×6.3/108)	⑩	1,171,448	4,359,664,122	4,360,835,570
⑪のうち、課税売上げにのみ要するもの(⑫-⑬)	⑪	844,200	4,169,136,636	4,169,980,836
確定申告書添付の付表2-(2)⑯欄に記載 された課税売上げにのみ要するものの金額	⑫	844,200	4,181,528,887	4,182,373,087
⑭のうち、課税売上げにのみ要するものか ら減算すべき金額	⑬	0	12,392,251	12,392,251
⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの (⑯-⑰)	⑭	94,848	187,881,647	187,976,495
確定申告書添付の付表2-(2)⑰欄に記載 された課税売上げと非課税売上げに共通 して要するものの金額	⑮	94,848	188,754,192	188,849,040
⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するものから減算すべき金額	⑯	0	872,545	872,545
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+(⑯×⑪/⑤))	⑰	938,418	4,355,771,153	4,356,709,571
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	938,418	4,355,771,153	4,356,709,571

## 課税仕入れに係る支払対価の額に含まれる金額

【単位：円】

課税期間	金額	備考
平成 28 年 12 月 課 税 期 間	227, 396, 526	(注) 1
平成 29 年 12 月 課 税 期 間	290, 098, 112	(注) 2
平成 30 年 12 月 課 税 期 間	226, 485, 656	(注) 3
合 計	743, 980, 294	—

(注) 1 平成28年12月期に係る別紙8及び別紙9の「合計」欄に記載の額を合計した額から、記帳誤りによる  
18,000円を減算した額

(222,841,719円+4,572,807円-18,000円=227,396,526円)。

2 平成29年12月期に係る別紙8及び別紙9の「合計」欄に記載の額を合計した額から同期に係る別紙8の

「順号5」の額(平成30年12月期に商品勘定及び仮払消費税勘定から振り替えた額)を減算した額

(295,153,253円+3,584,859円-8,640,000円=290,098,112円)。

3 平成30年12月期に係る別紙8及び別紙9の「合計」欄に記載の額を合計した額に平成29年12月期に係る  
別紙8の「順号5」の額(平成30年12月期に商品勘定及び仮払消費税勘定に振り替えた額)を加算し、平成  
30年12月期係る別紙8の「順号6」の額(令和元年12月期に商品勘定及び仮払消費税勘定から振り替えた額)  
を減算した額

(215,555,008円+4,440,648円+8,640,000円-2,150,000円=226,485,656円)。

別表 7

## 平成29年12月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)
消費 税	課税標準額	①	0	108,178,686,000	108,178,686,000
	課税標準額に対する消費税額	②	0	6,815,257,218	6,815,257,218
	控除過大調整税額	③	0	0	0
	控除対象仕入税額 (別表4-2順号⑧欄の金額)	④	221,460,176	6,486,570,379	6,708,030,555
	控除税額	⑤	0	0	0
	返還等対価に係る税額	⑥	0	0	0
	貸倒れに係る税額	⑦	221,460,176	6,486,570,379	6,708,030,555
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	221,460,176	0	221,460,176
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	328,686,839	328,686,839
	合計差引税額 (⑨C欄-⑧C欄、100円未満の端数切捨て)	⑩			107,226,600
地方 消費 税	既に納付の確定した本税額	⑪			90,427,900
	差引納付すべき消費税額 (⑩C欄-⑪C欄)	⑫			16,798,700
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	⑬	221,460,176	0	221,460,176
	差引税額(⑨)	⑭	0	328,686,839	328,686,839
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑬C欄-⑭C欄、100円未満の端数切捨て)	⑮			107,226,600
	譲渡 割額	⑯	55,365,044	0	55,365,044
	還付額 (⑬A欄×25/100, ⑭B欄×17/63)	⑰	0	88,693,274	88,693,274
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑮C欄-⑯C欄、100円未満の端数切捨て)	⑱			33,328,200
	既に納付の確定した譲渡割額	⑲			28,795,200
	差引納付すべき譲渡割額 (⑱C欄-⑲C欄)	⑳			4,533,000
納付すべき消費税等の合計額 (⑫+⑳)		㉑			21,331,700

別表8

## 平成29年12月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項目	順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①			108,185,468,988
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②			108,185,468,988
確定申告書添付の付表2-(2)⑥欄に記載された非課税売上額	③			5,900,973,941
減算 非課税売上額	④			2,899,991
資産の譲渡等の対価の額 (②+③-④)	⑤			114,083,542,938
課税売上割合 (①/⑤)	⑥			94.830039637%
確定申告書添付の付表2-(2)⑧欄に記載された課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑦	6,204,613,613	113,102,341,941	119,306,955,554
減算 課税仕入れにならない税込金額	⑧	0	290,098,112	290,098,112
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	6,204,613,613	112,812,243,829	119,016,857,442
課税仕入れに係る消費税額 (⑨A欄×4/105、⑨B欄×6.3/108)	⑩	236,366,232	6,580,714,223	6,817,080,455
⑩のうち、課税売上げにのみ要するもの(⑫-⑬)	⑪	219,514,856	6,275,351,245	6,494,866,101
確定申告書添付の付表2-(2)⑯欄に記載された課税売上げにのみ要するものの金額	⑫	219,514,856	6,289,987,017	6,509,501,873
⑩のうち、課税売上げにのみ要するものから減算すべき金額	⑬	0	14,635,772	14,635,772
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの(⑭-⑯)	⑭	2,051,376	222,734,415	224,785,791
確定申告書添付の付表2-(2)⑰欄に記載された課税売上げと非課税売上げに共通して要するものの金額	⑮	2,051,376	225,021,033	227,072,409
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものから減算すべき金額	⑯	0	2,286,618	2,286,618
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+(⑭×⑪/⑤))	⑰	221,460,176	6,486,570,379	6,708,030,555
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	221,460,176	6,486,570,379	6,708,030,555

別表9

## 平成30年12月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位:円)

区分		順号	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)
消費税	課税標準額	①	0	125,549,043,000	125,549,043,000
	課税標準額に対する消費税額	②	0	7,909,589,709	7,909,589,709
	控除過大調整税額	③	0	0	0
	控除対象仕入税額 (別表5-2順号⑩欄の金額)	④	0	7,781,255,182	7,781,255,182
	控除税額	⑤	0	0	0
	返還等対価に係る税額	⑥	0	0	0
	貸倒れに係る税額	⑦	0	7,781,255,182	7,781,255,182
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑧	0	0	0
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑨	0	0	0
	差引税額 (②+③-⑦)	⑩	0	128,334,527	128,334,527
地方消費税	合計差引税額 (⑩C欄-⑪C欄、100円未満の端数切捨て)	⑪			128,334,500
	既に納付の確定した本税額	⑫			115,135,600
	差引納付すべき消費税額 (⑪C欄-⑫C欄)	⑬			13,198,900
	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	⑭	0	0	0
	控除不足 還付税額(⑧)	⑮	0	0	0
	差引税額(⑨)	⑯	0	128,334,527	128,334,527
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑮C欄-⑯C欄、100円未満の端数切捨て)	⑰			128,334,500
	譲渡割額	⑱	0	0	0
譲渡割額	還付額 (⑮A欄×25/100, ⑯B欄×17/63)	⑲	0	0	0
	納付額 (⑮A欄×25/100, ⑯B欄×17/63)	⑳	0	34,629,951	34,629,951
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑰C欄-⑲C欄、100円未満の端数切捨て)	㉑			34,629,900
	既に納付の確定した譲渡割額	㉒			31,068,300
納付すべき消費税等の合計額	差引納付すべき譲渡割額 (㉑C欄-㉒C欄)	㉓			3,561,600
	納付すべき消費税等の合計額 (㉒+㉓)	㉔			16,760,500

## 別表 10

## 平成30年12月課税期間に係る課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

(単位:円)

項目	順号	税率6.3%適用分 B	合計 C(A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額	①		125,550,409,566
課税資産の譲渡等の対価の額 (①の金額)	②		125,550,409,566
確定申告書添付の付表2⑥欄に記載された 非課税売上額	③		1,077,190,095
減算 非課税売上額	④		2,899,991
資産の譲渡等の対価の額 (②+③-④)	⑤		126,624,699,670
課税売上割合 (①/⑤)	⑥		99.151595141%
確定申告書添付の付表2⑧欄に記載された 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑦	133,846,992,325	133,846,992,325
減算 課税仕入れにならない税込金額	⑧	226,485,656	226,485,656
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	133,620,506,669	133,620,506,669
課税仕入れに係る消費税額 (⑨A欄×4/105、⑨B欄×6.3/108)	⑩	7,794,529,555	7,794,529,555
⑩のうち、課税売上げにのみ要するもの(⑪-⑬)	⑪	7,568,270,140	7,568,270,140
確定申告書添付の付表2⑯欄に記載された 課税売上げにのみ要するものの金額	⑫	7,580,554,245	7,580,554,245
⑩のうち、課税売上げにのみ要するものか ら減算すべき金額	⑬	12,284,105	12,284,105
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの (⑭-⑯)	⑭	214,807,480	214,807,480
確定申告書添付の付表2⑰欄に記載された 課税売上げと非課税売上げに共通して 要するものの金額	⑮	215,735,038	215,735,038
⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するものから減算すべき金額	⑯	927,558	927,558
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑪+(⑭×⑪/(⑤)))	⑰	7,781,255,182	7,781,255,182
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	7,781,255,182	7,781,255,182

別表 1-1

## 課税の経緯（法人税）

【単位：円】

事業 年度	区分 項目	確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
平成 28 年 12 月 期	年　月　日	平成29年2月28日	令和4年2月24日	令和4年5月23日	令和5年3月1日
	所　得　金　額	817,318,215	820,332,437	一部取消し	棄却
	納付すべき税額	175,656,600	176,376,900		
	過少申告加算税の額		72,000		
平成 29 年 12 月 期	年　月　日	平成30年2月28日	令和4年2月24日	令和4年5月23日	令和5年3月1日
	所　得　金　額	2,993,344,354	2,994,725,220	一部取消し	棄却
	納付すべき税額	666,523,800	666,847,000		
	過少申告加算税の額		32,000		

## 課税の経緯（地方法人税）

【単位：円】

課税事業年度	区分 項目				
		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
平成28年12月課税事業年度	年 月 日	平成29年2月28日	令和4年2月24日	令和4年5月23日	令和5年3月1日
	課税標準法人税額	192,159,000	192,880,000		
	納付すべき税額	8,454,900	8,486,700	一部取消し	棄却
平成29年12月課税事業年度	過少申告加算税の額		0		
	年 月 日	平成30年2月28日	令和4年2月24日	令和4年5月23日	令和5年3月1日
	課税標準法人税額	696,827,000	697,151,000		
	納付すべき税額	30,660,300	30,674,600	一部取消し	棄却
	過少申告加算税の額		0		

別表13-1

## 消費税等の課税の経緯

【単位：円】

		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
		平成28年2月29日	令和3年2月24日	令和3年5月24日	令和4年5月19日
課 標 準 額	額 ①	76,910,759,000	76,910,759,000		
消 費 税 額	額 ②	4,845,377,817	4,845,377,817		
課 稅 資 産 の 譲 渡 等 の 対 働 の 額 売 上 / 割 合 ③	額 ③	76,911,035,425	76,911,035,425		
資 産 の 譲 渡 等 の 対 働 の 額 ④	額 ④	77,328,307,808	77,319,451,174		
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	4% ⑤	3,595,410	3,595,410		
	6.3%	81,919,002,007	81,688,682,732		
	合計	81,922,597,417	81,692,278,142		
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	4% ⑥	136,968	136,968		
	6.3%	4,778,608,450	4,765,173,159		
	合計	4,778,745,418	4,765,310,127		
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額	4% ⑦	136,968	136,968		
	6.3%	4,778,608,450	4,765,173,159		
	合計	4,778,745,418	4,765,310,127		
⑦のうち、課税売上げにのみ要するもの	4% ⑧	0	0	全部取消し	棄却
	6.3%	4,576,342,759	4,563,680,552		
	合計	4,576,342,759	4,563,680,552		
⑦のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	4% ⑨	136,968	136,968		
	6.3%	199,398,098	198,625,014		
	合計	199,535,066	198,761,982		
個 別 対 応 方 式 により控除する課税仕入れ等の税額(⑧+⑨×③/④)	4% ⑩	136,228	136,244		
	6.3%	4,774,664,882	4,761,256,391		
	合計	4,774,801,110	4,761,392,635		
控 除 対 象 仕 入 税 額	⑪	4,774,801,110	4,761,392,635		
納 付 す べ き 消 費 税 額	⑫	70,576,700	83,985,100		
課 税 標 準 と な る 消 費 税 額	⑬	70,576,700	83,985,100		
納 付 す べ き 地 方 消 費 税 額	⑭	19,047,200	22,665,300		
過 少 申 告 加 算 税 の 額	⑮		1,702,000		

## 課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

課税期間	区分		確定申告	更正処分等	審査請求	裁決
	項目	年月日				
平成28年12月課税期間	年月日	平成29年2月28日	令和4年2月24日	令和4年5月23日	令和5年3月1日	
	課税標準額	70,515,430,000	70,515,430,000	一部取消し	棄却	
	消費税額	4,442,472,090	4,442,472,090			
	控除対象仕入税額	4,369,960,884	4,356,709,571			
	納付すべき消費税額	72,511,200	85,762,500			
	課税標準となる消費税額	72,511,200	85,762,500			
	納付すべき消費税額	19,585,100	23,160,800			
平成29年12月課税期間	過少申告加算税の額		1,682,000			
	年月日	平成30年2月28日	令和4年2月24日	令和4年5月23日	令和5年3月1日	
	課税標準額	108,178,686,000	108,178,686,000	一部取消し	棄却	
	消費税額	6,815,257,218	6,815,257,218			
	控除対象仕入税額	6,724,829,254	6,708,030,555			
	納付すべき消費税額	90,427,900	107,226,600			
	課税標準となる消費税額	90,427,900	107,226,600			
平成30年12月課税期間	納付すべき消費税額	28,795,200	33,328,200			
	過少申告加算税の額		2,133,000			
	年月日	平成31年2月27日	令和4年2月24日	令和4年5月23日	令和5年3月1日	
	課税標準額	125,549,043,000	125,549,043,000	一部取消し	棄却	
	消費税額	7,909,589,709	7,909,589,709			
	控除対象仕入税額	7,794,454,077	7,781,255,182			
	納付すべき消費税額	115,135,600	128,334,500			
	課税標準となる消費税額	115,135,600	128,334,500			
	納付すべき消費税額	31,068,300	34,629,900			
	過少申告加算税の額		1,676,000			

## 課税の経緯（源泉所得税等）

【単位：円】

項目 支 払 年 月	所得の種類	法定納期限	納税告知処分 (源泉所得税等の額)	賦課決定処分 (不納付加算税の額)	審査請求 令和4年3月10日	裁 決 令和5年3月1日
平成28年12月	給 与	平成29年1月10日	8,586,503	858,000		
平成29年 1月	給 与	平成29年2月10日	6,210,180	621,000		
平成29年 2月	給 与	平成29年3月10日	5,560,922	556,000		
平成29年 3月	給 与	平成29年4月10日	3,402,646	340,000		
平成29年 4月	給 与	平成29年5月10日	7,369,744	736,000		
平成29年 5月	給 与	平成29年6月12日	6,061,796	606,000		
平成29年 6月	給 与	平成29年7月10日	6,619,898	661,000		
平成29年 7月	給 与	平成29年8月10日	105,342	10,000		
平成29年 8月	給 与	平成29年9月11日	973,292	97,000		
平成29年 9月	給 与	平成29年10月10日	6,100,327	610,000		
平成29年10月	給 与	平成29年11月10日	8,161,842	816,000		
平成29年11月	給 与	平成29年12月11日	12,204,465	1,220,000	一部取消し	棄却
平成29年12月	給 与	平成30年1月10日	9,330,134	933,000		
平成30年 1月	給 与	平成30年2月13日	2,778,538	277,000		
平成30年 2月	給 与	平成30年3月12日	7,935,183	793,000		
平成30年 3月	給 与	平成30年4月10日	8,995,324	899,000		
平成30年 4月	給 与	平成30年5月10日	8,526,491	852,000		
平成30年 5月	給 与	平成30年6月11日	7,590,286	759,000		
平成30年 6月	給 与	平成30年7月10日	6,250,855	625,000		
平成30年 7月	給 与	平成30年8月10日	9,156,498	915,000		
平成30年 8月	給 与	平成30年9月10日	8,506,058	850,000		
平成30年 9月	給 与	平成30年10月10日	11,717,228	1,171,000		
平成30年10月	給 与	平成30年11月12日	7,894,456	789,000		
平成30年11月	給 与	平成30年12月10日	906,827	90,000		
平成30年12月	給 与	平成31年1月10日	256,056	25,000		

## 納付すべき源泉所得税等の額及び不納付加算税の額

【単位：円】

支払年月	支払金額	役員報酬の額	納付すべき 源泉所得税等の額	不納付加算税の額	法定納期限
平成28年12月	18,848,990	2,116,916	8,586,503	858,000	平成29年1月10日
平成29年1月	13,675,766	2,116,916	6,210,180	621,000	平成29年2月10日
平成29年2月	12,262,646	2,116,916	5,560,922	556,000	平成29年3月10日
平成29年3月	7,480,682	2,876,916	3,402,646	340,000	平成29年4月10日
平成29年4月	16,115,132	2,876,916	7,369,744	736,000	平成29年5月10日
平成29年5月	13,268,362	2,876,916	6,061,796	606,000	平成29年6月12日
平成29年6月	14,476,816	2,933,280	6,619,898	661,000	平成29年7月10日
平成29年7月	257,938	2,933,280	105,342	10,000	平成29年8月10日
平成29年8月	2,186,892	2,933,280	973,292	97,000	平成29年9月11日
平成29年9月	13,345,963	2,933,280	6,100,327	610,000	平成29年10月10日
平成29年10月	17,832,881	2,933,280	8,161,842	816,000	平成29年11月10日
平成29年11月	26,631,712	2,933,280	12,204,465	1,220,000	平成29年12月11日
平成29年12月	20,375,688	2,933,280	9,330,134	933,000	平成30年1月10日
平成30年1月	6,116,038	2,933,280	2,778,538	277,000	平成30年2月13日
平成30年2月	17,339,555	2,933,280	7,935,183	793,000	平成30年3月12日
平成30年3月	19,646,968	2,933,280	8,995,324	899,000	平成30年4月10日
平成30年4月	18,626,546	2,933,280	8,526,491	852,000	平成30年5月10日
平成30年5月	16,588,882	2,933,280	7,590,286	759,000	平成30年6月11日
平成30年6月	13,673,589	2,933,280	6,250,855	625,000	平成30年7月10日
平成30年7月	19,997,765	2,933,280	9,156,498	915,000	平成30年8月10日
平成30年8月	18,582,073	2,933,280	8,506,058	850,000	平成30年9月10日
平成30年9月	25,571,234	2,933,280	11,717,228	1,171,000	平成30年10月10日
平成30年10月	17,250,912	2,933,280	7,894,456	789,000	平成30年11月12日
平成30年11月	2,042,230	2,933,280	906,827	90,000	平成30年12月10日
平成30年12月	625,816	2,933,280	256,056	25,000	平成31年1月10日
合計	352,821,076	70,657,452	161,200,891	16,109,000	

(注) 1 「役員報酬の額」欄の金額は、本件副社長に係る各月の当初支払給与等の金額（ただし、その月の社会保険料等控除後のもの。）を示す。

(注) 2 「社会保険料等」とは、所得税法74条2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び同法75条2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

これは正本である。

令和7年5月23日

大阪地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 松浦秀史

